

令和6年9月17日  
(火曜日)

令和6年 第5回幌延町議会（定例会）  
会議録 第1日目

## 議 事 日 程

- 開会宣告及び開議宣告
- 1 会議録署名議員の指名
  - 2 会期の決定
  - 3 諸般の報告
  - 4 行政報告
  - 5 一般質問
  - 6 認定第1号 令和5年度幌延町一般会計歳入歳出決算の認定について
  - 7 認定第2号 令和5年度幌延町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
  - 8 認定第3号 令和5年度幌延町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
  - 9 認定第4号 令和5年度幌延町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
  - 10 認定第5号 令和5年度幌延町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
  - 11 認定第6号 令和5年度幌延町簡易水道事業会計決算の認定について
  - 12 認定第7号 令和5年度幌延町下水道事業会計決算の認定について
  - 13 報告第1号 令和5年度決算に基づく幌延町財政健全化判断比率の報告について
  - 14 報告第2号 令和5年度決算に基づく幌延町公営企業会計資金不足比率の報告について
  - 15 同意第1号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
  - 16 議案第1号 幌延町国民健康保険条例及び幌延町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 17 議案第2号 令和6年度幌延町一般会計補正予算（第3号）
  - 18 議案第3号 令和6年度幌延町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）
  - 19 議案第4号 令和6年度幌延町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- （散 会 宣 告）

本日の会議の順序

		開会宣告及び開議宣告	日 程 第 8	認 定 第 3 号
日 程 第 1		会議録署名議員の指名	” 9	認 定 第 4 号
” 2		会 期 の 決 定	” 10	認 定 第 5 号
” 3		諸 般 の 報 告	” 11	認 定 第 6 号
” 4		行 政 報 告	” 12	認 定 第 7 号
” 5		一 般 質 問		休 憩 宣 告
		休 憩 宣 告		開 議 宣 告
		開 議 宣 告	日 程 第 13	報 告 第 1 号
日 程 第 5		一 般 質 問	” 14	報 告 第 2 号
		休 憩 宣 告	” 15	同 意 第 1 号
		開 議 宣 告	” 16	議 案 第 1 号
日 程 第 5		一 般 質 問	” 17	議 案 第 2 号
		休 憩 宣 告	” 18	議 案 第 3 号
		開 議 宣 告	” 19	議 案 第 4 号
日 程 第 6		認 定 第 1 号		散 会 宣 言
” 7		認 定 第 2 号		

出席議員（8名）

議 長	8 番	西 澤 裕 之
	1 番	高 橋 秀 明
	2 番	佐 藤 忠 志
	3 番	深 澤 博 幸
	4 番	高 橋 秀 之
	5 番	植 村 敦
	6 番	無量谷 隆
	7 番	齋 賀 弘 孝

出席説明員

町 長	野々村 仁
農業委員会会長	小島 和博
代表監査委員	成田 義弘

副 町 長	岩 川 実 樹
教 育 長	青 木 順 一

総務企画課長	早 坂 敦
総務企画課参事	山 本 基 継
住民生活課長	村 上 貴 紀
保健福祉課長	島 田 幸 司
産業建設課長	角 山 隆 一
教育次長	伊 藤 一 男
国民健康保険診療所事務長	古 草 勝
農業委員会事務局長	(角 山 隆 一)
選挙管理委員会事務局長	(早 坂 敦)

総務企画課長補佐	渡 邊 智 民
総務企画課長補佐	梶 淳
総務企画課主幹	長 尾 俊
住民生活課長補佐	伊 藤 崇
住民生活課長補佐	山 下 智 昭
保健福祉課課長補佐	山 本 恵 美
認定こども園長	鈴 木 由香里
産業建設課長補佐	新 野 貞 治
産業建設課長補佐	伊 山 英 貴
産業建設課長補佐	若 杉 忍
教育委員会次長補佐	田 村 浩 希
総務企画課総務係長	原 田 太 喜
保健福祉課社会福祉係長	清 水 和 也

議会事務局出席者

事 務 局 長 岡 田 英 樹  
書 記 係 長 藤 田 秀 紀

(10時00分開会)

議長 西澤裕之君

おはようございます。

本日の出席議員は8名です。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第5回幌延町議会定例会を開会します。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付されているとおりです。

日程第1「議会録署名議員の指名」を行います。

本日の議会録署名議員は、会議規則第125条の規定に基づき、議長において7番、齋賀弘孝君、1番、高橋秀明君を指名します。

日程第2「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日9月17日から19日までの3日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、会期は、本日9月17日から19日までの3日間に決定しました

日程第3「諸般の報告」を行います。

議長としての報告事項は、配付した資料のとおりです。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程第4「行政報告」を行います。

初めに一般行政について、報告を求めます。

町長 野々村仁君

それでは、幌延町議会9月定例会の開催に当たり、一般行政の執行状況について、御報告いたします。

文部科学大臣の幌延深地層研究センター視察について、御報告いたします。

本年9月2日に幌延深地層研究センターを所管する文部科学省の盛山正仁大臣が同センターを視察されました。視察に合わせて、私から深地層研究施設の立地自治体として、これまで三者協定に基づき、幌延深地層研究計画の推進に協力してきた経緯のほか、研究成果の最大化が図られるよう着実に研究開発を進めていただくことに加え、同センターを地層処分に関する知識の普及や情報提供の場だけでなく、今後の最終処分事業に関する国民的議論を深める場として活用いただきたいと思いますとお伝えしました。

盛山大臣からは、日頃の研究への協力に対し、感謝の意をいただくとともに、500m

調査坑道の掘削工事を含む「令和2年度以降の幌延深地層研究計画」の着実な推進を期待する旨の御発言をいただきました。

そのほか、一般的な事務事項につきましては、お手元にお配りした資料のとおりとなっております。

以上、第5回幌延町議会定例会の行政報告とさせていただきます

議長 西澤裕之君

次に、教育行政について報告を求めます。

教育長 青木順一君

幌延町議会9月定例会の開催に当たりまして、教育行政の執行状況について、その概要を報告いたします。

それでは、学校教育について申し上げます。

7月下旬に今年度の小学校6年生と中学校3年生を対象に実施されました「全国学力・学習状況調査」の結果が公表及び各学校に送付されております。

その状況について簡単に報告したいと思います。

幌延町の児童生徒の状況ですが、全道と同様の傾向を示しており、幌延小学校と問寒別小学校の国語では、全国の平均正答率と比べ10%低い57%、算数は全国と比べ15%低い48%、幌延中学校と問寒別中学校の国語では、全国と比べ2%高い60%、数学は全国と比べ11%低い42%という結果となっております。また、学習状況については、昨年度、小・中学校共に「自己肯定感」や「良いところを認めてくれているか」、「将来の夢や目標を持っているか」、「相談相手がいるか」など、全国の回答率よりも低い傾向にありましたが、今年度は小学校では全国と同様か高い結果で、中学校では、全国と比べ「夢や目標がない」、「相談相手がない」、「土日での勉強時間が少ない」など、全国の回答率よりも低い傾向となっております。

教育委員会としては、8月の下旬に私が全校を訪問し、管理職や学力担当の教職員と本調査の分析とその改善策を協議するとともに、今後の授業改善について指導、助言を与えて来たところでございます。

本調査は学力保障の基準となるものであり、学習指導要領を基に子どもたちがどこにいても同じ教育を受け、同じ学力を保障できているかを検証する一つのツールでもあります。

このことを管理職だけではなく教職員と共有し、授業を改善していくという受け身の姿勢ではなく、当事者意識を持ち、能動的に授業を変えていくという「授業改革」の意識に変えていく必要があると思っております。

私として、学校訪問の回数を増やししながら、日常の授業を参観し、その授業に関して、成果や課題について指導、助言をし、今後の教職員の授業改革への意識への変化に期待しております。

次に、7月と8月に開催されました中学校体育文化連盟主催の全道・全国大会への出場状況ですが、柔道競技で幌延中学校3年生の西村真歩さんと1年生の歩乃さん、幌延中学校と合同チームで団体戦に出場、個人戦に出場した西村歩乃さんが全道3位入賞を果たしております。次に、剣道競技には、幌延中学校1年生の藤門勇翔さんが出場。陸上大会に

は、男子走り幅跳びで幌延中学校2年生の村元慧白さん、男子砲丸投げに3年生の寺本蓮さんが出場しております。バレーボール大会には、幌延中学校男子バレーボール部の3年生の宮本都亜さん、2年生の田村燈真さん、清水隆臣さん、1年生の角山銀次朗さんが稚内潮見が丘中を拠点とする合同チームで出場し、見事、全道準優勝となり、福井県で行われました全国大会へ出場して快挙を成し遂げております。その他で、野球部が、7月13日に開催されました大会に宗谷管内代表として、稚内東中・稚内南中・豊富中・鴛泊中との5校合同チームで出場しております。今後の益々の活躍を期待するところでございます。

次に、社会教育について申し上げます。

社会教育事業では、7月27日土曜日に札幌交響楽団のコンサートをはじめ、今年も子どもの健全育成のため「子ども朝活事業」「チャレンジ教室」「水泳教室」「水泳大会」「マラソン大会」を例年どおり開催いたしました。

少年団における全道大会への出場状況ですが、剣道少年団が8月4日に開催された大会に天塩地区代表として、個人戦に幌延小学校6年の梶朔さんが、団体戦に豊富との合同チームで出場しております。野球少年団が9月14日に開催された大会に稚内支部代表として稚内との合同チームで出場しております。バレーボール少年団が7月6日に開催されました大会に宗谷地区代表として女子の部に幌延ウイングガールズが出場しております。9月14日に開催された大会に宗谷地区代表として、同じく女子の部に幌延ウイングガールズが出場しております。今後の益々の活躍を期待するところでございます。

以下、教育予算の執行状況、社会教育の活動状況等につきましては、別紙資料のとおりでございます。

以上、概要を申し上げ、幌延町教育行政執行状況の報告といたします。

議 長 西 澤 裕 之 君

以上をもって「行政報告」を終わります。

日程第5「一般質問」を行います。

質問の通告がありますので、発言を許します。

6 番 佐 藤 忠 志 君

受付1番、通告者、佐藤忠志「幌延町営草地幌延団地の整備について」御質問させていただきます。

幌延町営草地幌延団地の整備等について。

幌延町営草地幌延団地への農業者への売却、整備等の質問については、これまでも数回、同様の質問がされております。

町長からも丁寧な御答弁を頂いており、一部、質問内容が重複する部分もあるかもしれませんが、よろしく願いいたします。

町営草地幌延団地は造成してから30年余り経過し、雑草等が沢山混入している状況です。更には、管理道路や取り付け道路の幅が狭く、昨今の農業機械大型化によりトラクター等が交差するのにも苦慮しているような現状です。

今後、本町の農業者の方々に、この幌延団地を利用していただくためには、基盤整備や草地改良などが必要ではないかと考えますが、今後の町の取り組み方針について、3点伺

いしたいと思います。

①幌延町営草地幌延団地の基盤整備、草地改良に係る事業を検討されているのか。

②管理用道路に大型トラクター等が安心して交差できるような待避場所を設置する考えはないのか。

③草地から収穫した牧草を運搬するのに、狭い取り付け道路の幅員を増幅する考えはないのか。

以上の3点について、町長のお考えを伺いたします。

町 長 野々村 仁 君

佐藤議員の御質問にお答えします。

1点目の町営草地幌延団地に係る基盤整備、草地改良に関する御質問ですが、これまで団体営事業として国の補助を受け、平成26年度から平成30年度にかけて、幌延地区農業基盤整備促進事業により、町営草地幌延団地の約3分の1にあたる110ヘクタールについて暗渠排水の整備を行っております。

町営草地幌延団地の利用が始まって30年が経過し、議員御指摘のとおり、近年、草地の不良が目立つようになっております。

基盤整備、草地改良に係る計画については、活用可能な補助事業などを模索してきましたが、現在の町営草地幌延団地の利用形態に合致する事業がない状況です。また、町営草地幌延団地の整備につきましては、事業費が多額になることが見込まれるため、町単独での整備については、慎重に検討するべきと考えております。

次に、2点目の道路待機場の設置、3点目の取付道路の拡幅については、施設整備に関する御質問になりますので、併せてお答えいたします。

町営草地幌延団地に係る道路4支線の規格につきましては、道路幅員5m、幅員5.5mで待避所を19か所設置しております。また、取付道路の規格につきましては、幅員が4mで隅切り7.5mです。

近年、トラクターや作業機の大型化により、既存の道路幅や待避所、取付道路では、農作業がしにくい場面があることも承知しておりますが、1点目の御質問と同様に、道路等の改良に活用できる事業がなく、整備を判断するには難しい状況です。しかしながら、取付道路については、農地へのアクセスを確保する重要な施設でありますから、経年劣化等による取付道路横断管の補修を行う際に、隅切りを広く取ったうえで復旧するなどの改善を図りつつ、利便性向上に努めております

2 番 佐藤 忠志 君

冒頭でも申しましたように、数回にわたって、この件については町長に御質問させていただいて、その都度、丁寧な答弁を頂いて、なかなか町長おっしゃるとおり、これだけの369ヘクタールというものを町の単独でやるというのは、それは私も、これは無理だなと思います。と言っても、昨今、農家も離農が増えておって、田畑の耕作放棄が大きな問題になっております。また、近隣町村においても、後継者不足だとか高齢化などによって離農する、まあ、ここら辺は酪農家ですけど、多くなって、その都度、農地の売却処理、大変、苦慮してるっていうか、何とか、隣近所、地域で処理してもらってやってるような

状況です。

その中で、やはり、町営草地についても、中には、町長は、全地売るんだったら、全地買ってもらわんきゃ駄目ですよと、あちこち抜けてしまったら、これは当然だと思いますし、それが一つの基本ですよということで、前回の質問の中でも、そういう答弁を頂いております。そういう中で、今の町営草地の現状を見ると、町で売却するんだら俺は辞退したいと、そういう農家も、もう数件出てきてます。やはり、後継者がいないだとか、年もいってきてるから、売却するんだらなという話も出てきております。

大変難しい状況にはなってきたんだと、そういう状況に入ってきたんだと、それは私も認識しております。何とか辞退した農地を何人かで、何軒かで、俺がしたら使ってやると、そういう中で、何とかこう回して、今のところは利用されて、耕地の放棄したようなところは今んとこはないんで、良かったなと思って見ております。

そういう中で、全地、その売却をということはなかなか難しい。それでは、どうしたらいいんだと。現状では、やはり農家戸数が減って、個々当たりの耕地面積が増えてきているものですから、どうしても、やはり自分らの搾乳牛だとか、主力の方の良い草を先に優先して、そんなことであれですけど、ちょっと草地の悪い所は後回しになっていくという、それが、そういう現状になっているものですから、だから、ますます、やはり利用価値が下がっていく、そういう現状が見られるなど見ております。ですから、今後、長く利用してもらうためには、やっぱり、先ほども言ったように、何とか基盤整備等をして、畑の状態もかなり、下が泥炭地の部分もあるものですから、凸凹してるっていうのか、それと草の雑草化、草の質が相当落ちてると、なかなか、主力のものに持っていけない。まあ、売却するか、何とかするような、そのような形で処理されてるのが現状なものですから、何とか一つ、町長には、あらゆる機関を使って、当然町長も言ってくれてると思いますが、道や国や、そういう関係に強力に要請して、何とか、そういうふうにつなげるような、既存の農地もそうですけど、なかなか個人で草地改良して、播種して、収穫するまでのお金ったら、かなり、今、額なるものですから、あらゆる、そういう関係機関を使って、何とかそういう補助事業というものを町長に模索してもらってやってもらいたいなと思っております。

そこら辺のところ町長、どう、今んとこ、お考えなのか、まず一点お伺いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

町 長 野々村 仁 君

再度質問の答弁をさせていただきます。

先ほども、1回目に答弁させていただいたとおり、それぞれ、町営の国営団地という形での事業がもう今ないという形で、なかなか厳しいところにあります。それで、この売却をすることで、個人が、それぞれの土地で買ってもらったりすると、地区ごとの事業化を進められていくっていう面もありまして、それぞれ方向性をそのように舵を取ったらどうだという話のところから、今までもずっとそういう売却というところがありました。

ただ、佐藤議員が御心配をしており、昨今のこの状況でもございます。全地買わなければ、それに向かわないっていう話ではなく、それぞれ話を今詰めて、担当の方でも

やっただいてますし、令和5年の12月頃も、全員ではないですけど、組合長代表に皆さんに口伝いになるように、うちの担当の方からも、その思いとか、そういう形を聞き取りして、説明をさせていただいているところでもあります。その中でも、やっぱり全地がなかなかそこは難しいし買う買わないということであれば、それぞれ要らないという話もやっぱり聞こえてくるという話は私どもも耳にしているところでもございます。

それぞれ、余りにも事業費が掛かるような低湿地の所で一生懸命改良したところで、やっぱり、高額に明渠、暗渠を全部今の防災事業みたいにやらなければ、やっぱりきちんと抜けていかないということもありますから、それぞれ希望者を今後絞りながら、全員に、それぞれお話を聞いていって、どういう買取りの希望と条件を満たしていけるかということで、個人所有にしながら事業化を図っていく方が早いんじゃないかと、そのように私自身は考えてございます。

売渡したヘチマだと土地代に何ぼとかっていう、そういう気も私どもも、元々そんなに考えてはいないですけども、それでも、それぞれ個人に関わると、1回、皆さん方にも説明したと思いますけれども、それぞれ確定、農地をそれぞれ登記している、していかなければならない、そういう事業に掛かるのに、やっぱり数千万掛かるということ、それぞれがその費用が掛かるということもございます。その辺をどのようにしていくかっていうことも、今後、皆様方とお話をされながら進めていかなければならないんですけども、やっぱり金額が金額ですから、全額、町がそれを持つとかっていう話には、なかなかないということもございまして、担当と、それぞれこの短い間でも急速に話が進めるような材料を皆さんと聞き取りながら見つけていければと思っておりますので、何分にも、この事業自体が、この防災と同じような観点で考えなければ、農地防災と同じような事業を考えなければならぬやつの、こういう地区要素じゃなくて、町営という、この団地名の付いた、この土地が該当していかないというところがあって、それぞれ個人で、地区で事業をやっていくという、そういう方向に舵取りをさせていただければと、そういうふう理解していただければと思っております。

## 2 番 佐 藤 忠 志 君

大変、町長の今の心持ちもよく分かりました。

いずれにしても、農協さんと利用組合等とも、やはり、今後、更に密にして、当然、もう俺は、ちょっと利用できないと、農家も当然これから出てくると思います。

今、町長の答弁の中にもあったように、協議を密にして、もう駄目な畑は駄目な畑として地盤のいい畑だけを欲しい人に分けていくとか、いろんなその選択肢があるんじゃないかと。あちこち歯の欠けたようなことにならないように、どうやってやっていったらいいのか、そこら辺もやはりもう少し、今後、当然、役所の方も、それはもう協議してやってくれてると思います。町長の答弁あったように、その辺をもう少し、今後詰めて、どうやってたら利用組合の皆さんが利用しやすく長く使っていただけるのか、そこら辺とこ、大変な面倒な作業だと思いますけど、一つよろしくお願ひしたいと思います。

次に②と③は共通してるんでね、一括で一つ、町長の答弁頂きたいなと思います。

ここに町長の答弁に19か所ですか、取付け道路整備されていますよということで答弁

頂いてます。回答頂いてますが、5 mに幅員が5.5 mという、なかなかぴんとこない。どこに退避場なってるのかなと思って、私も近いもんですから、特にビジターセンター前の草地なんかを見ても、どこに退避場なってるのかなと思って。

なかなか、町長も御存じのように、今は自分たち昭和40年代、50年代やってた農家の時代、この草地造成した頃ってのは、まだトラクターも小さいし作業機も道路目一杯なんてことない、道路半分あれば十分に走れたんですが、今はもう、国道でさえ大型交わすったら、もう、おっかないような作業機引っ張ってる状態。特にそれが作業道に入ったときには、もう向こうから大きなもの来たら、どこでよけたらいいのかなというような感じな状況です。それと、取付け道路から、草地から作業道まで出までの搬送する機械トレーラーなんてのは、12 mから13 mの長いものを引っ張って、以前は考えられないのも引っ張って走ってるもんですから、なかなか、やっぱり厳しい、その取付け道路から出るといのか、かなり、やっぱり、今の農家の人たちも運転が上手なんで、まあ、なかなか脱輪、ぎりぎりのところで、こう出ると、そういう状況もあります。また、道路でも交差するのにも、やっぱり、走ったまんま交差なんてのは、ちょっと、特に私の言ってるのはビジターセンター前の草地が特にそうでないのかなと思って見ております。ですから、町長、この5.5 mになってるっていうんだけど、どこでなってるのか。できればここに待避場、まあ、当然、ここ利用してる人たちは、どこにあるのか分かるんでしょうけど、そこら辺も、やはり、もう少しこう、もうちょっと広げてもらえればありがたいなと思って見ております。

また、ここに経年劣化によって横断管があちこち、今随分補修されてるなと思います。そこで、隅切りをちょっと広くしたり、やってくれてるみたいで、大分こう、手を付けてきてるなと思って見ておりますんで、そこを更に、もう少し、調査していただいて、ある程度安心して、また、大型トレーラーも中、牧草を売却するときなんか大型トレーラーも入ったりしている状況も最近ちょっと見えてきてるんで、なおさら、やはり、少し道路幅を広げ、特に退避場なんてのは、きちっと付けなきゃなんないんじゃないかなと思って、そういうのも見受けられます。農家さんからも、そんなような声、ちょっと狭いんだよなとか、まあ、あの頃できた時代ともう30年もたってるもんですから、そのような問題起きるのも当然だなと思って見ております。

そこら辺も町長に一つ、いろいろと御検討させていただいて、町でできる範囲内でやれるんだったら、ある程度、利用していただきたいなと思います。

まあ、余りこの件についてはこれで終わりたいと思いますが、いずれにしても、その面積、それから道路4路線、大変この大きな規模になるもんですから、先ほど言ったように、何やるといっても、やはり町単独っていうのは大変だなと思いますけど、さっきも言ったように、様々な補助事業、模索してもらって、少しでも、やはり利用者の方々に安心して作業できるような体制を執っていただきたいなと思いますんで、町長に一つよろしく、まあ、そこんとこ町長もう一度、町長のお考えを頂けたらありがたいんですけど、一つよろしくお願いいたします。

町 長 野々村 仁 君

それぞれ、その現場自体でも認識はしてるつもりでもあります。そして、大型になってきて、擦れ違うということ自体も、大変、元々国道にしても道道にしても、今の作業車、ダンプ、牽引車、それぞれも規格をはみ出すような重量が走るっていう、この道路の状況に、それがついていってない状態であるところでもあります。

特に、この国営草地をやった時点っていうのは、まだ、そんなにそんなに四駆が珍しくて、ダブルの大型トレーラーと同じようなボディーを引っ張るなんていう想定は多分してなかったと思っておりますから、それだけでも道路の地厚自体の耐圧はないということで、それぞれ舗装にしている部分に対してでも、亀裂が入って水が入って、しばれあがってぼそぼそになっていくという、アスファルトにすると、砂利を入れてさっとグレードをかけて凸凹を直すっていう話にもならないから、補修の方も結構大変だということでもあります。

これまでも、インフラ整備は町内市街地付近からそれぞれ沿線に伝ってインフラ整備をずっと進めてきたところでもありますけども、インフラ整備の計画的な事業がそれぞれ落ち着いてくると、それぞれ、そういう農道の部分についても、今後、整備を進めていくという要望も以前からありましたから進めていかなければならない。ただ、下地がどうしても泥炭地なものですから、一発で仕上げで舗装をかけても、今、同じように規格外の大型トレーラーを引っ張りますと、すぐ割れてしまうということもあります。それで、路盤がきちんと固まるまでは、砂利でしっかりと固めながらも道路の整備を進めていこうかという、そういう計画も今は練っているところでもあります。

幅員については、5.5mの待避場がどのような形で6m幅にすればいいのか悪いのかということも含めてですけども、その箇所付けにしても、やっぱり結構この箇所、この距離感の中で、このだけの数があるっていうことは、やっぱり相当の数があるんですね。多分、それぞれが、見出しとか、除雪ポールみたいな、ああいうポールでも立てれば、そこにあるのかなと予測を付くんです。そういう整備もされてきてなかったというところもありますけども、その幅員についても、どのような形で幅員ができるのか。5.5mで交わせない状況だと言えれば交わせない状況、ちょうど普通の白線をまたぐっていうか、縁を走るぐらいのところの幅がありますから、6mの道路でそれだとすると、5.5mでは足りないということだと思いますので、その辺も、それぞれ、今後検討させていただきながら、大切な、やっぱり自給飼料を作る場所でもあります。どんな形でせよ、改良すれば、また、もっと良い粗飼料が採れるというところで、そこを搬送して歩く場所でもありますから、今後、やっぱりそのいい機会に不自由のない状態で道路整備を少し進めていければと、そのように考えておりますので、御理解のほどお願いをいたしたいと思います。

2 番 佐 藤 忠 志 君

どうもありがとうございました。

町長言ったように、何しても大変な予算も掛かるし、大変でしょうが、一つ、いろいろと御検討されて、少しでも、やはり、利便性が上がるような形でやっていただければと思います。よろしく申し上げます。

どうもありがとうございました。以上です。

議 長 西 澤 裕 之 君

これにて、2番、佐藤忠志君の質問を終わります。

ここで、10時50分まで休憩します。

(10時35分 休 憩)

(10時50分 開 議)

休憩を解いて、会議を再開します。

次の質問を行います。

5 番 植 村 敦 君

5番植村です。

長雨被害による農家支援について御質問いたします。

酪農を取り巻く情勢は、今までにない厳しい状況に置かれていると言っても過言ではないと思います。ロシアの武力によるウクライナ侵攻から始まる穀物相場の世界的な高騰に加え、円安での燃料費、また人件費高騰などで生産資材価格の全てが値上がりしています。加えて、今年は5月までの天候は雨不足、牧草収穫期を迎えた6月後半以降は、気温こそ上昇したものの、大雨、曇天の日が続く気候となり、牧草の品質低下や収穫不能値が発生しています。農家として、乳牛の体調管理に大変な気遣いと苦労されていることと思われ、営農収支の悪化が懸念されております。

町として、この長雨被害による営農支援がぜひとも必要と考えますが、町長の考え方を伺います。

次に、教育環境の充実について伺います。

昨今の相次ぐ食料を含めた生活用品の値上がりが各家庭を苦しめていますが、特に、育ち盛りの子供を抱える家庭にとっては食糧費の負担が家計費を押し上げているのではないのでしょうか。

これらに関連して、学校給食センター運営について伺います。

今、米を含む食料材料費が店頭価格での値上がりを見受けられますが、給食センターの運営上で支障が発生していないのか。また、今後の見通しを伺います。

また、学校給食においては、私が調べたところ、令和5年度では、北海道内の54市町村が児童生徒の給食費無料化を実施していますが、幌延町でも子育ての支援の一環として給食費を無償化する考えはないのか伺います。

次に、地域おこし協力隊制度による教育支援について伺います。

令和3年9月に教育支援員として任用されたと認識していますが、今年度でその任期が満了となると思われませんが、いかがでしょうか。

任期中は新型コロナウイルス感染症が蔓延し、活動内容の制限もあったと思われませんが、「学びの舎ふらっと」を開設するなど、その活動内容が大変意義のあるものと理解しています。今後、町として、このような学習支援をどう維持していけるのか、その考えを伺います。また、地域おこし協力隊の制度を活用した部活動の支援が可能かも伺います。

町 長 野々村 仁 君

植村議員の御質問にお答えします。

長雨被害による農家支援については、議員御指摘のとおり、今年は大気不順が続き、牧草収穫時期である5月から8月までの各月の降水量が毎月平年を上回るなど、収穫作業に著しい遅れが生じていることは私も承知しております。また、収穫作業の長期化による燃料・修繕費の増加、刈り遅れによる牧草の品質低下やこれに起因する個体乳量の減少、加えて繁殖成績の悪化や飼料費・治療費の増加など、植村議員と同じく、私も今後の酪農経営への悪影響について懸念しております。

つきましては、今年の長雨被害による酪農経営への影響や昨今の物価高騰など厳しい酪農情勢を踏まえ、農協、町双方協働の下、農家から情報を収集した上で協議検討を図り、効果的な経営支援策を講じるべきと考えております。

2問目の教育環境の充実についての質問は、このあと教育長からお答えいたします

教育長 青木 順一 君

植村議員の2問目「教育環境の充実について」に関する御質問にお答えいたします。

まず、給食センターの運営上の支障と今後の見通しについてですが、昨今、米や食料品の高騰により、議員御指摘のとおり給食センターでの運営に少なからず影響はありますが、栄養教諭や給食センター職員が食材の選定や調理の工夫などを行うとともに、給食の栄養バランスも考えながら児童生徒に安定的な供給を行うことができいております。今後も、同様に、時機を見ながら安価な食材を使うとともに、給食の提供内容に工夫を施すなどして、児童生徒にとって美味しく楽しい給食の提供に努めてまいりたいと考えております。

次に、給食費の無償化についてですが、道内での給食費を無償化している自治体は、議員御質問のとおり令和5年度の道教委の調査では179市町村のうち54であり、全体の30.1%の市町村で無償化を実施しているのが現状です。

給食費を無償化することによって、給食費を徴収する事務の手間や時間が大幅に削減されること、子育て世帯の経済的負担が軽減されることなどが挙げられる一方、自治体の財政負担や一定規模の予算化により、他の教育施策や施設の改善など、教育全体の質に対する投資が不足すること、財政負担の増加により、食材費や調理費の予算削減を引き起こすことなどの問題が生じることが課題とされております。そして、一番懸念されることは、給食費を無償化することにより保護者の子育てに関する責任感や自立心が薄れることや、給食に対する感謝の意識が低下する可能性があり、給食を無価値なものとし、食べ残しが増えるといったことも考えられます。このようなことから、教育委員会としては食の大切さや食への感謝を子どもたちにも保護者にも認識していただきたく、牛乳代以外の給食費の無償化には、今のところ取り組まないこととしております。

次に、地域おこし協力隊の任期後の活動についてですが、地域おこし協力隊は、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこし支援、農林水産業への従事、住民支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組であると認識しております。

福島県の矢吹町では、隊員が中学生向けの学習・キャリア教育を行うとともに、学習支援だけでなくキャリア支援の視点で悩み相談なども行える塾を立ち上げているという事例があることも承知しております。

教育委員会として、来年度委嘱任期が切れる当該の隊員については、本人が幌延町でも今後も子どもたちの支援に努めたいという意向を尊重し、任期終了後も本町において、児童生徒の学習支援に努めていただけるような環境づくりを行ってまいります。

次に、地域おこし協力隊の部活動支援についてですが、スポーツ庁・文化庁によるスポーツ・文化における地域おこし協力隊の活躍例・支援策には、休日の部活動の地域移行に向け、関係者との連絡調整の体制や指導者の確保等に関する実証事業を実施し、その成果を普及するとともに、中学校における部活動指導員の配置等を支援することやスポーツ・健康まちづくりを、地域を挙げて推進する地域スポーツコミッションの設立や事業の多角化に対する支援等があげられており、地域おこし協力隊の制度を活用した部活動支援は可能であると認識しております。教育委員会として、地域おこし協力隊の部活動支援の活用については、今後、町全体の隊員の配置のバランスや財政面との見合いを図って検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

5 番 植 村 敦 君

どうもありがとうございました。

再質問をさせていただきます。

長雨被害による対策ですけれども、私も酪農家として長いこと経営を営んでまいりました。今はもう息子の方に経営を移譲して、ほとんど隠居の身なんですけれども、これほど天候の不順な年っていうのは、今までかつて、ちょっとなかったんじゃないかなというふうな気がしております。それだけ、この9月に入っても、まだ、1番牧草の収穫が完了してないという農家が散在するという実態でございます。

振興局の8月の調べでは、1番牧草の収穫が管内80数%終了しますということでしたけれども、なんせ、新しい新播地ですとか、ちょっと水はけの悪い畑には、もう到底、なかなか作業機が入れないような状態になってしまっているという、無理に入って圃場を痛めるので、入れないんだという話も聞くところです。

町長も心配されていて答弁していただきましたけれども、本当に大変な状況でないかなと、加えて天候が不順だということで、我が町でも牧草、乾草の取得量っていうんですか、縛った量が極端に少ない。ほとんど皆、ラップで、フィルムを巻いて収穫したという状況でございます。確かに短時間で収穫できるという、すばらしいメリットはあるんですけども、いかんせん、私が営農初めてラップフィルムを手がけた時点では、確か6千円か7千円ぐらい一本で購入できたんですけども、今現在、このラップの価格が1万2千円、約1万3千円近くしてるという状況です。これで巻いていくと、概算でラップ1個に対して2千まではいかないんですけども、千7、8百円はラップ代に取られてしまうというような中で、これもやはり、大きな収支負担につながってるなというふうに私は考えます。加えて、親牛の一般的な配合飼料が、私も経営から離れて大分たちますんで計画書もしばらくの間書いてなかったんですけども、調べてみますとトン当たり8万6,240円、キロ86円。これは、私たちが経営をしてた乳代よりも高い単価になっているというのが今の酪農が置かれている状況です。酪農の団体であるホクレンさんも、こういう状況を十分配慮して補給金等々を出しては、捻出して、農家のためにということでやっているようなんですけれども、

それでも、なかなか追い付かない。昨年度からかけて、道内のメガファームの経営が非常に危機的な状態になってきているという話も耳にいたします。

そんな状況ですけれども、やはり、この雨に対する打撃というのは、なんせ宗谷のこの北部地帯がやっぱり一番ひどいのかなというふうに思っておりますけれども、そこら辺の、ぜひとも、対策を町として農協とタイアップしながら農家支援をやっていただきたいというのが、今回の質問の1番の意図でございます。

どうか、町長、改めて伺いますけれども、この状況、町として今までの中で具体的に意見交換をされた経過があるのか伺います。

町長 野々村 仁 君

それぞれ、私ども町としても、どのような形でどういう対策をせねばならないかとかという調査的な資料作りをしておりますけれども、農協さんの方でも営農部長を通じまして、組合長からの御指示でうちの担当と今一生懸命情報交換をされて調査をしていただくと。なにしろ個人情報でもありますし、組勘精査、どのぐらいのダメージかという調査は、やっぱり農協さん、まとまってやっていただかないと、どうにもならない話であります。また、全体的に乳量自体も、おおよそ9%、1割近くが前年比より割れて、農家も減ったからとかではなくて、やっぱり落ち込んでくるということだけは実際的にあって、ほかの所、主要生産地域においては、もう100を超えてきて、多分、今年は少し百数%の道内平均になるんだろうという感じであります。道北圏域、宗谷管内の北部、宗谷北も96%程度ですから、4%減ぐらいで来てるということですから、とりわけ、うちが留萌管内の中では一番低く減少してるっていうところが、今のところ数字に表れているっていうところでもあります。

どっちにしても、効率的に、また、それぞれ交付金ない形で、どのような支援が効果的かと先ほども答弁させていただきましたけれども、担当課も含めて、いろんな調査をしながら、これ本当に今植村議員が言われたとおり、道北地域というこの特定のここだけなんです。それぞれ、雪印乳業6市町村ある工場の中の市町村長の懇談会等でもお話がありましたけど、この道北だけなんです。あとは、1番草、デントコーンも今までにないほど豊作だと言われていて、粗飼料の心配はないという、そういう動きになってます。

やっぱり、そこ自体では、本当にこの極端にここだけスポット的に今年の天気の状態が悪化してるんだろうなど。それに加えて、天候が続かないためにラップを巻く。ラップを巻くと、買っていてももらうのも、どうして先ほど議員がおっしゃった1個1,700円程度もコストを掛けているのに、どうしてラップ巻いたら安くなるんだというぐらい乾草でなかったら値切られるという。逆でしょうと。1,700円掛けたんだから1,700円余分に頂いて言いたいぐらいの現状になってることだけでも、私どもも一応認識をしているところでもあります。

そういった状況の中でも、どのような形で効果的に、やっぱり、今の一次産業、少しでも離農を食い止めるために、この苦しい山場をどのような形で乗り越えて、一次産業安定して持続できるかということ自体も含めて、今後、農協さんとも協議をしていきたいと思っております。

5 番 植 村 敦 君

ありがとうございます。

大変、町長との見解も、私と同じように、非常に厳しい状況にあるということを強く理解しているというふうに私感じました。

今後、1番の当事者である農協さんと膝詰めで、本当にこれらによる離農が1戸でも起きない、増えていかないということを念頭に置いて、どうか、農家支援対策に力を入れて、速やかに対策を農家に打ち出して、少しは安心をしていただけるという方向に持ってってもらいたいなというふうに思います。

今、9月定例会ということですが、12月定例会ということになると、もう農家としては債務整理が始まっているというような状況ですんで、ぜひとも、その前に明るい話題を農家に提供していただきたいものだというふうに思っております。

この長雨対策に関しては、町長の今の答弁をもって終了させていただきます。

次に、教育環境の充実に関してということで質問をいたします。

給食センターの運営についてということで、あえて伺いました。

ついこの間、やっとなら最近、新米が出てきて、テレビ等々のニュース報道も少しは落ちついたかなという令和の米騒動なんていうことで騒いでおりましたけども、調味料から始まって、ほとんどの食材が値上げを行われてきているという中で、果たして給食センターの食材等々はどのような状況なんだろうなというふうなことを思って今回質問をさせていただきました。

我々一般と違って給食センターというのは給食センター協会ですか、そういったところを通して年間契約という形で購入される部分が多いのかなと思うんですけども、主にどういった食材がそういう方向で取引されているのか、あえて伺います。

教育次長 伊 藤 一 男 君

議員の御質問についてですが、事務的なお話ですので、私の方から答弁させていただければと思います。

2月ぐらいに全道のセンター長会議等ございまして、その中で、年間契約、年間の単価というものが示されます。お米ですとか、それから麦ですとか、そういうような食材関係の年間の単価が示されまして、年間それに基づいた形で、学校給食会、北海道学校給食会を中心に単価が決められて、各会社さんの方に降りて、その契約でセンターの方も年間通して安定的に供給していただけるような形で運営がされているというようなところなんです。

お米の方につきましても年間の単価が決められてますので、今現状では、その単価に基づいて安定的に供給されているというようなところでございます。

ただ、調味料等につきましても、議員おっしゃられたとおり年間の単価に入っておりませんので、値上がりした分については値上がりというような形の中でなっております。

そこら辺もセンターの方で今工夫をしながら、計画的な購入を図りながら運営をしているというようなところでございます。よろしく願いいたします。

5 番 植 村 敦 君

はい、よく分かりました。

それにしても、総額で食材費が上がりつつあるということで、それら工夫をしながら食の質を落とすことなく今は運営しているという、できているということで一安心しておりますけども、ただ、次年度以降、この取引、契約に関しては、また新たな単価設定がされてくるのかなというふうに思います。私の言いたいところは、そうなってくると給食費の値上げをせざるを得ないのかなというふうに思うんですけども、教育委員会として、そういった状況になったときの対応というのは、どのような考えているのかお聞きします。

教育長 青木 順一 君

今、委員の質問にありました給食費の値上げについてですけども、来年度どのような単価になるかは、本当に未だ見えない状況でありますので、この辺、保護者の負担増えないように、万が一、予算内で収まらないことがあった場合、子育て支援の一環として、超過分、給食費に転嫁するのではなく補助金等を充てて、来年度、対応していきたいと考えております。

5 番 植村 敦 君

ありがとうございます。

ぜひとも、現状を維持していくということであれば、そういった方法で、子育ての支援をお願いしたいというふうに私も考えております。

続きまして、今答弁でもありますように全道各地で給食費の無償化ということが進んでおります。答弁書にもありますように、179市町村のうちの30%以上が無償化になってきているという状況でございます。我が町としても、もうそろそろ、そういう段階に入ってきているのかなというふうに私なりに感じております。

実のところ、この給食センターの話をちょっと時間借りて昔の記憶をたどってお話しさせてもらいますけども、我が町でできた最初の頃ですか、給食センター、まだ自分が学校に通ってた頃は給食センターっちゅうのはありませんでした。母親が作ってくれた弁当を担いで学校に通ったというのが私たちの世代です。そのあと、後半ですか、この給食センター出来上がって、そのときも当然、議会と執行部と議論をしながら、この給食センターを立ち上げたんですけども、当時のことですから執行部の幹部の中にも、冗談でないと、子供の弁当ぐらいは親がちゃんと作って持たせるもんだという意見を強く発した幹部がおられたというぐらい、まだ一般的に馴染まれていなかったというのが、この給食センターの始まりだったと私は記憶しております。

一番喜んだのは農家のお母さん方だったのかなというふうに思っております。本当に朝の早くから晩の遅くまで農作業で忙しい中、子供の給食を作るという時間が本当に大変だったという時代でございます。当然、家庭の貧富の差もありますから、弁当の中身も、それぞれ、まちまちだったというふうに私は記憶しておりますけども、そういうことを解消して、楽しく、みんな揃って給食を食べながら学校生活を過ごせるという、すばらしい事案だったなというふうに、いい事業だったなというふうに私は理解しております。

ただ、この無償化ということに関しても、私は当時、この間までは、やはり、今教育長が述べられたように、弁当というのは、そういったその教育の一環もあたり食の大切さということも教えるということもあたりして、一部の受益者負担というのは、これは、

当然あってしかるべきだというふうに思っておりました。ただ、最近ですか、少子高齢化という中で子供の人数が極端に落ちてきてる。このままだと、将来、日本の人口はなんぼになるんだっていうような議論さえ出てくる状況になってきているということで、国もこの子育て支援という中で力を入れて、これを取り組んで、第一優先課題として行われてきているという状況を見ますと、やはり、こういったことも踏まえながら、今後、給食の無償化ということも、やっぱり将来的にきちっと見据えて考えていかなければならない課題になってきたのかなというふうに思っております。

ちなみに、宗谷管内でも3分の1の小中学校が無償化になっております。

ぜひとも、将来に向かって、我が町もそういった支援策の一環として充実させるためにも考えていってほしいなと思うんですけども、改めて伺います。

教育長 青木 順一 君

給食費の無償化についてですが、議員、今、御指摘のとおり、先ほどの食への感謝ということで、食の大事さ、そちらの方も子供たち、あと保護者の方、意識をしていただきたいということをありますし、あと、今、準要保護家庭、そちらの方にも補助入れております。それと、町の政策としての自助・共助・公助、そういう考えもありますので、なるべくでしたら自分のことは自分で考えていくっていう自助の件、その辺も大事にしていきたい。それと、多分これも改正されるんじゃないかなと思いますけども、学校給食法第11条の方には、保護者がきちんと給食費を払うってことをうたわれておりますので、今後、今本当に転換期に入ってるいるかなと思いますので、ほかの市町村、あるいは国の動向を注視しながら、教育委員会としては、今後、きちんども検討していきたいなとかんがえております。

5 番 植村 敦 君

教育長の言ってることは非常に私もそのとおりでなというふうに理解はしてるんですけども、昨今のこの状況を考えると、無償化ということも視野に入れたいといけなくなってきたのかなと。

今言われたように国の動向等もあると思うんですけども、ぜひとも、今、我が町で目指している小中一貫校、義務教育化という大きなプロジェクト、教育を重要と考えて取り組んでいくという、この町の姿勢を鑑みて、やはり、それに併せてっちゅうか、それまでに、やはり、給食費の無償化という部分も、ぜひとも実現して、すばらしい幌延の子育て教育のなされてる町だなという評価を頂きたいし、当事者であるお子さんや御家庭の方々からも、恐らくこれは絶賛される、もし手を付けるということになると絶賛されることだと思いますので、ぜひとも視野に入れた検討していってもらいたいなというふうに思います。

今の教育長答弁されたんで、今後の課題としてということでは言われましたんで、再答弁はこれに関しては求めません。

次に、地域おこし協力隊の件ですけども、令和3年9月に採用されたということで、私のこの計算では3年間ということなんで、もう切れるのかなというふうに思っていたら、来年度ということをおっしゃってます。この辺のいきさつをちょっとお聞かせください。

教育次長 伊藤 一 男 君

事務的な話ですので、私の方から答弁させていただければと思います。

こちらにつきましては、議員おっしゃられるとおり3年まで雇用できるよと、入れるよというようなところで協力隊の関係の制度になっておりますが、今回、コロナの関係で、先ほど議員もおっしゃられてましたけども、コロナの影響によって、その活動期間が制限されていたというところで、その制度自体で、コロナの影響を受けた令和2年度以降に採用された協力隊員については、その年度によって延長できると。コロナの影響を受けた部分が、今回、うちの場合でいきますと令和3年ですので、1年間本人が希望すれば、また、雇用の方で希望すれば1年間延長できるということですので、御本人に確認したところ、もう1年、ぜひ延長させてもらって活動したいという、こういう強い要望もありまして、私どもとしまして、ぜひもう1年やっていただければというようなことで、1年間延長できることになりました。以上でございます。よろしくお願いいたします。

5 番 植 村 敦 君

はい、分かりました。

コロナ禍でのこの活動というのは、やはり、自分で考えて、こういうことやろうとかああいうことをやろうとかというふうに思ってた活動、事業がなかなかできなかったんでないかなというふうに、本当に苦勞して今やられてるんだなというふうに私も思っております。その中でも、やはり、この活動に関しては、町の中で大変高い評価を得られているというふうに聞いております。良い事業に取り組んだなと教育委員会として、いいとこに目を付けてやってくれたなというふうに私は喜んでる一人でございます。

ただ、この方が任期を終えていなくなってしまうたらどんなことになるんだろうなと。これを継続してやっていただける人が出てくるのかなというふうな心配も、逆に、今度しているような状況です。

ただ、今話を聞くと、任期を終えた後も残っていただけるのではないかというような話もされておりましたけども、ぜひとも、そういった形で中学生の学習支援というこの分野をぜひサポートしていただければなというふうに思っております。間違いのない言ったら、念を押されても困ると思うんですけども、どんな状況だったのかお聞きします。

教 育 長 青 木 順 一 君

当該隊員についてですけども、今、中学校の方にとか、あと、塾の方に行ってもらって、たまに教育委員会の方にも顔出していただけますので、そこで次長、あるいは私の方とも何回かお話ししまして、来年度もまた、引き続き幌延の子供たち、特に中学生、高校生の力になっていきたいということを言っておりましたので、まだ口約束で終わっておりますので、今後、正式にどうするかというのは本人と話し合いながら進めていきたいと考えておりますけども、委員会としては、大変、本当に力になっておりますので、どのような契約になるか分かりませんが、来年度も引き続き幌延町で働いて頂きたいなど。本人も周り、中川町とか天塩町にも同じような塾を運営している地域おこし協力隊もいらっしゃるということですので、連絡を取りながら、今進めているところですので、今後、また具体的に話を進めていきたいと思っています。

今、議員御指摘のとおり、来年度は100%とは言いませんけども、いてくれるんじゃないかなと思っております。

5 番 植 村 敦 君

大変うれしいことだなと思っております。

ぜひ、再雇用っていうんですか、再任用のときには、条件等々、いろいろ、これから話し合いをしなければならないことを、本人とそういったこともあると思うんですけども、ぜひとも、意向に沿った形の中で、まだ引き続き幌延に残って働いていただきたいというふうに思うところです。

続いて、この成果に乗じてって言ったらなんですけども、以前から私、先ほども冒頭で教育長、行政報告の中で、各小学生、中学生の部活動の活動状況を報告ありました。非常に立派な成績を残して、この小さい町で他校と合同ということでもあっても、そういった中で、やはり実績を残してきてくれてるんだなというふうにうれしく思っております。そういった意味でも、今現在、特に中学校の部活動というのは、私の記憶では陸上とバトミントンと吹奏楽部とこの三つだけで、あとは独自でやられて、できなくて、ほかの学校とタイアップしながら、野球だとかバレーだとかっていうのは、そうだと思うんですけども、行われているというふうに状況を聞いてますけども、間違いありませんか。

教 育 長 青 木 順 一 君

中学校の今の部活の現状についてですけども、今、議員、御質問のとおり、中学校の部活動ですけども、学校が主体となって指導しているのは陸上部、バトミントン、吹奏楽部となっております。ほかの野球部、バレー部等は、近隣市町村の少年団とか学校が拠点となって、先ほど合同チームでっていうふうには言いましたけども、いわゆる、拠点校方式を採用して、合同チームとして活動しているところでございます。

5 番 植 村 敦 君

この年代の子供たちというのは、やっぱり、その指導者によって、すごく力を伸ばす時期なんですよ。ちょっとしたポイントを教えたり、アドバイスを受けたりということが、その子供にとっては、もう目を見開くような活躍の場所につながっていくというような、非常に指導者から言えば面白いこの時期というんですか、指導のしがいがあるという時期だと私は思っております。そんな中で、質問にもありましたように、ぜひ、この部分をきちっと適切な指導を支援してくれる人材を、素人でなくて適切な支援をしてくれる人材、これをこの地域おこし協力隊という事業で活用できないのかなというふうに思って質問させていただきました。事例としてありますよということなんで、ぜひとも予算等々のこともありますけども、これらを活用した子供たちの支援につなげて、部活の支援につなげていっていただきたいなというふうに思っております。

恐らく、そういう人材、なかなか見つけるって言っても大変なことだと思うんですけども、確保していただけたらなというふうに思ってます。

昨今、大きな大会だとか世界大会で活躍した人を無条件で体育教師にするんだというような何か方針が出されて物議を醸しているようなんですけども、そこまでいなくても、指導者という才能を持った人材っていうのはあると思うんで、ぜひとも、ここの部分も力を入

れて、今後、取り組んでいただきたいなと思いますので、もう一度お伺いをして、質問を終わらせていただきます。

教育長 青木 順一 君

議員どうもありがとうございます。

そのとおりで、今後、少人数化、そして先生方の、今、働き方改革も進んでおりますので、適任の方いらっしゃるかどうか。それと、あと部活動の地域移行に関して、地域おこし協力隊を活用している市町村もありますので、そちらの方、視察まではいきませんが、今、オンラインですぐ聞けますので、どんな活動してるのか、どんなメリットがあるのか、デメリットがあるのか、その辺を聞きながら、前向きに検討していきたいなと思っております。どうもありがとうございます。

議長 西澤 裕之 君

これにて、5番、植村敦君の質問を終わります。

ここで、昼食のため13時5分まで休憩します。

(11時36分 休憩)

(13時05分 開議)

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次の質問を行います。

3番 深澤 博幸 君

3番、深澤、一般質問を行いたいと思います。

最初に、ふるさとの森の（キャンプ場）の利用とマナーそして管理についてですが、今年度は利用者が増加し、喜ばしいことだと思っておりますが、反面、苦情、迷惑行為があるとも聞いております。そこで、次の質問をいたします。

1. キャンプ場の設置の目的と昨年度と今年度の利用者数は。
2. 利用料、管理費の内訳は。
3. 苦情、マナー違反等、管理者、設置者として把握しているのか。
4. 使用申請の受付はどのようにされているのか。その際の利用規則等の説明はされているのか伺います。

2点目は、斎場の玄関前のスロープについてですが、以前にも同僚議員からも、この件に関して質問されているが、再度玄関前のスロープに限定して質問いたします。

1. 令和5年3月予算委員会で、簡易スロープで対応するので固定のスロープは設置しないと答弁されておりますが、今後、その考えに変わりはないのか伺います。
2. これまでの簡易スロープの使用要請の数は。
3. 固定のスロープを設置しない理由は、いかがなもんか伺いたいと思います。

以上、お願いします。

町長 野々村 仁 君

深澤議員のご質問にお答えします。

1問目の1点目キャンプ場の設置の目的と昨年度及び今年度の利用者数に関するご質問ですが、ふるさとの森森林公園は、農林水産省が地域林業の振興や森林のレクリエーション

ンの利用の推進を目的に推し進めた第2次林業構造改善事業を活用し、昭和55年に着工、昭和60年に完成した公園で、現在におきましても、老朽化した施設については、適宜、改修や撤去等を行いつつ、地域の公園として広く利用いただいております。近年では、暗渠排水の整備、バンガロー改修、トイレ水洗化などを行い、町民をはじめ地域内外の皆様の休養・休息の場として、また、賑わい創出等による地域活性化に資することを目的に管理運営する施設であると認識しております。

次に、キャンプ場の利用者数ですが、テントサイトや車中泊の利用者数につきましては、経費節減等の観点から管理人を常駐させていないため、キャンプ場全体の利用人数は把握しておりませんが、バンガローの利用者数につきましては、令和5年度が115組、また、令和6年度は8月末現在で98組の利用があり、改修工事による利便性の向上に加え、近年のキャンプブームと相まって集客数は増加傾向にあると認識しております。

2点目の利用料、管理費の内訳に関するご質問ですが、令和4年度実績につきましては、利用料金収入が延べ117泊分で427千円、支出総額が2,384千円で、主な項目といたしましては、キャンプ場敷地の草刈や遊具点検に係る手数料が1,127千円、トイレ・バンガロー清掃に係る委託料が987千円です。また、令和5年度実績につきましては、利用料金収入が延べ213泊で532千円、支出総額が2,823千円で、主な項目といたしましては、令和4年度同様、草刈作業や遊具点検等に係る手数料が1,241千円、トイレ・バンガロー清掃に係る委託料が1,033千円であり、維持管理経費に占める収入の割合で見ますと、両年度とも17～18%程度に留まっている状況です。3点目の苦情やマナー違反等の実態把握に関するご質問ですが、近年のキャンプブームの影響等による利用者の増加に伴い、利用ルールやマナーの違反が増加傾向にあります。キャンプ場周辺区域内のゴミステーションへゴミが投棄されているとの情報をキャンプ場周辺にお住いの方からいただいております、あわせて利用マナー等に対する声も届いております。周辺住民の方への影響を勘案し、利用者へのゴミの持ち帰りの徹底を図るため、キャンプ場周辺のゴミステーションにキャンプ場利用者のゴミの投棄を禁じる旨の掲示や車中泊者向けに駐車場内に注意喚起看板を設置し、対策を講じており、加えて、担当職員がキャンプ場利用者への声掛けによる注意喚起についても行っている状況です。今後もマナー遵守の徹底に向け、どのような対策が効果的であるか検討しつつ、快適なキャンプ場の提供に努めて参りたいと考えています。4点目の使用申請の受付に関するご質問ですが、繰り返しになりますが、本町のキャンプ場は常駐の管理人を配置せず、テント利用者や車中泊者については、自由な時間にご利用いただける運用をしていることから、受付事務は発生しません。バンガローの使用については、役場担当部署への事前予約による運用としておりますので、予約の際、ゴミの持ち帰りについてお伝えし、納得いただいたうえで利用いただいている状況にありますので、マナーは守られているものと認識しております。利用にあたっての規則につきましては、注意事項や遵守すべき内容を記載した冊子を管理棟及びバンガロー内に備え付けております。また、町ホームページにおきましても、冊子の記載内容について掲載しておりますので、キャンプ場利用にあたっての注意事項等は一定程度伝わっているものと認識しております。今後も、周辺住民の皆様への配慮を図りつつ、地域内

外の皆様が快適にご利用いただける場所として、管理運営に努めて参ります。

次に2問目の斎場玄関前のスロープについての1点目、固定スロープを設置しない考えに変わりはないのかとのご質問ですが、昨年度実施しましたバリアフリー化改修工事において、十分調査検討を行い、建物の構造及び敷地の状況など総合的に判断した結果、固定スロープを設置することは、困難であるとの結論に達しておりますので、その考えに変わりございません。2点目の、これまでの簡易スロープ使用要請件数につきましては、簡易スロープを導入した令和4年2月以降、1件です。3点目の固定スロープを設置しない理由につきましては、1点目でも申し上げましたとおり、建物の構造及び敷地の状況など総合的に判断した結果、おおがかりな固定のスロープを増設することは困難であると判断したことが主な理由でございます。

すいません。117泊分って私しゃべりましたけど、171泊でございますので、訂正お願いいたします。

3 番 深 澤 博 幸 君

町長の答弁を受けて再質問をさせていただきます。

最初にキャンプ場の苦情として話を聞いてるってことなんですけど、苦情聞いてて何か対策を講じたんですか。依然この話が聞こえてくるということは改善されてないんですか。その点伺います。

町 長 野々村 仁 君

先ほども御答弁をさせていただきましたが、苦情があった後に、それぞれ、周知又は掲示板等々増設をしたり、地域の住民の皆様とお話をさせたりをしていただいと担当の方では言っています

3 番 深 澤 博 幸 君

この答弁書にはごみステーションの苦情しか載ってないんですけど、私の聞きいる範囲では、公衆トイレありますよね。あそこに二口の電源間口、二つの電源あるんですよ。それ夜間にキャンプで来た人がモバイルバッテリーに充電してるという話も聞いてるんですよ。これ電気料は無料なんですか。町長に伺います。

産業建設課長 角 山 隆 一 君

ただいまの御質問にお答えいたします。

そういった形で使用された電気の分というのは、結果的には役場で支払いしてるっていうような状況でございます。

3 番 深 澤 博 幸 君

ということは無料で使って、要するに盗電ですよ、これ。先ほどから伺って、バンガロー受付するだけであれば分かるんですけど、一時、そのテント張はフリーで入ってこられるんですよ、その人方も。今見たら把握されてないと。ですから、こういう行為が行われても分からないということなんです。この後にね、管理人は置いてないっていう話もある。それは、経費削減で多分置いてないんだろうと思います。だけど、管理棟ってありますよね。シャッター閉まったまんま。答弁書にもあるんですけど、改修や撤去等を含めてっちゃうのは、管理人も含めて、撤去するって意味ですかこれ。もう一度伺います。

町 長 野々村 仁 君

管理棟は管理者はいませんが、掃除用具だとか、それぞれ備品等が設置をされている道具を置いている所で、それは撤去する今のところ見込みはございません。

3 番 深 澤 博 幸 君

もう一回。ここにある改修や撤去を適時行いつつ広く利用し続けます。これ、今後どういうふうにしようとしてるんですか。

町 長 野々村 仁 君

撤去の方は大きく遊具の関係です。大型遊具、昭和の時代に作られた木製の遊具等を危険性がある、診断を頂いた上で、その部分が危険であるということ、撤去したり安全性を確認するために遊具の点検をしてもらっている、撤去をしてっているという、そういうことになろうかと思えます。

3 番 深 澤 博 幸 君

町長、最初の話に話題に戻りますが、要するに入居するときに、先ほどのバンガロー借りる時に、ちゃんと利用者に口頭でも文書でもきちっとその管理マナーを説明してれば、こういう状況起こらないんじゃないですか。それは、フリーの方来たら、バンガローの人は説明してるから事前に持ち帰りのごみとかあるかもしらんけど、フリーの人ったら、規則はあそこに確かに看板書いてますよ。だけど、夜間に来た人ね、ライトは付いているかもしらんけど、利用案内の掲示板を見たからって、誰が理解して、そのごみの搬入も含めてマナーのところを理解できますか。その辺をきちっと事前に説明なりをするべきだと私は思うんですよ。それで、ここに利用規約っていうのが、私も取り出したら、1番目、発電機、火力などの騒音発する物は周辺の方に迷惑なりますので御遠慮ください。これ御遠慮ください、禁止なんですよこれ。違いますか、町長。見解伺います。

町 長 野々村 仁 君

文書にそういう書き方もありますし、我々も、今までも広告、広報として注意事項書きを先ほども出してると言いましたけども、その中でも、きちんとお守りをくださいということで、マナー的にはこちらの今の管理人を駐在しない中での形では精一杯やらせていただいていると思ってございます。禁止事項として、いろんな形で、それぞれルールがありますけども、その遵守をどのようにするかっていうのは、今後の課題として、常駐をさせるだけの人が入るのかということも含めて、我々は今までの管理体制でいくと、常駐させるだけのコストは出せないということで管理人を置かないということで進めてまいりましたから、その部分のバランスをどのように、どう作っていくか、ルールを守ってもらうための形をどう作っていくかというのは今後の課題なのかもしれません。

少しずつ、いろんな形の人たちが幌延に来て宿泊をして、ある程度、消費をしていただける方もいるのかもしれないというところでは、やっぱり、地域に入って来ていただく人たちを、それぞれ使いやすい状態とルールを守ってもらう状態のバランスをどのように取るかということが重要なことだと思います。

3 番 深 澤 博 幸 君

私、聞きたいのは管理人を無くするしなくてもいいっていう話じゃなくて、それはそれ

で経費削減する上で仕方がないんだろうなという気がします。ただ、ここにもまだ続きがあるけど、利用規則の、他の利用者に迷惑をかけるキャンプのマナーを守らない方につきましては、今後の御利用をお断りしますので書いてるんですよ。先ほど、私言った、バンガロー借りる人は、面通してね、今の話をされるかしらんけど、フリーに来た人、これ、どこで説明するのさ、これ。もう1回そこの利用規約も含めてね、手直しする気はないのかどうか、町長伺います。

町 長 野々村 仁 君

利用規約、それ、平成8年何年に作られてる。

(「平成5年」の声あり)

多分、常駐した管理者がいる、あの公園の作ったときの形のままで、今、深澤さんに言われたとおり、そのまんまでは、全然筋の通らない話だよという話になるかと思います。そこは、あえて、ここまでこう変化をしてきてしまったということと、それぞれ、管理人の件費はともやっぱり払えないということから、こういう形を数年掛けて移動してきて、少しずつ、この数年、去年、今年とどんどん増えてきてるというところに、やっぱり、そこにはマナーを守ってもらえない方、管理人がいてもマナー守らない人も中にはいるんですけど、それをどのように徹底して、守ってもらうかということも含めて、使用者のルール部分も、それぞれ見直しをしながら、どういう形でやっていくかというのは、やっぱり、今後考えていかなければならない話だと思います。

どっちにしても、地域住民の方と利用する人たちが、やっぱり険悪な状態では楽しいキャンプなんかできないんですから、そこら辺をどのように、きちんと守ってもらいながら楽しく、少しでもこの幌延町に入ってきてもらえる方を一人でも増やすかということが課題の一つだと思ってます。

3 番 深 澤 博 幸 君

規約については町長も前向きな姿勢で臨むということですから、理解をいたします。ただ、もう2、3点、このキャンプ場、防犯上ちゅうか監視カメラも無ければ監視員が回ってるちゅうんだけど、どのぐらいのサイクルで回ってるのか。もし、何かあったときの事故の対応がどういうふうになされるのか、ちょっと伺います

産業建設課長 角 山 隆 一 君

ただいまの質問ですけども、管理の運営担当課からお答えいたします。

特にごみの件っていうのが近隣の住民の方からもお話を頂いているところなので、特に今、車でキャンプされる方も多くて、その方たちもそこで食事をしたりとかっていうことで、ごみの管理については担当課、それ、当然、勤務時間内の対応にはなりますけれども、宿泊者に対して定期的に巡回をして声掛けというようなことをやっている状況でございます。

3 番 深 澤 博 幸 君

防犯上の話、警察との連携はどうなってるの。

産業建設課長 角 山 隆 一 君

防犯上のお話といいますと、何か実際に起きたときの対応というのが現実的な状況でございます。常駐してないというところもありますので、定期的な見回りといっても限度は

あろうかと思えますけれども、基本的には何かがあった時に対応するような形が現状の対応でございます。

3 番 深 澤 博 幸 君

監視カメラの件は、付ける付けないは、今後は、検討されたことはないのか。

産業建設課長 角 山 隆 一 君

現状におきましては、その点については考慮してないです。

3 番 深 澤 博 幸 君

それはプライバシーの問題からそういうことはしないということですか。何が原因ではないってこと。

産業建設課長 角 山 隆 一 君

防犯カメラを設置する抑止力という点はあるかと思いますが、それを、やはり、常時監視できる体制ですとか状況にないというのが1番の理由かと思いますが。

3 番 深 澤 博 幸 君

何か分かったような分かんないような回答なんですけど、先ほど町長が言った地域住民とのね、キャンプに来る人は楽しく来るんですよ。だけど地元の住民は悲痛な声を発しているんですよ。これって何か矛盾してませんか、町長。地元住民がね、一生懸命、設備、施設作ってあげてね、そんな迷惑行為されてさ、ごみ投げられてさ、そんな場所ってありますか、町長。もう1回質問します。

町 長 野々村 仁 君

先ほどから繰り返しになりますけども、そこの部分では、やっぱり、そこはボタンの掛け違いというか、監視もできてない、また受付もそういう形でできてない、それをどのような形で周知をして、どのように守ってもらうかということ、今後考えていかなければならないということも、先ほど、話をしました。そこは、悲痛であるということの、やっぱり、苦痛の度合いをどのように解消できるか。やっぱり、ごみは持ち帰ってもらいますというルールの中でやっていただければ、ほぼほぼないんでしょうけども、投げるときにはどのようにするかとか、住民と同じような形でそこを使わせてもらうときには、どういう形で分別をしながら、きちんとできるかとかっていうことも含みますけども、なかなか、そこっていうのは幌延の今の分別に追従できるような形で投げていけないんだと思ってますから、やはり持ち帰りの原則をやっぱりきつくきちんとしていくということが、やっぱり一番の対策の方法の一つかなという気はしています。

どっちにしても、そこに先ほど課題があった、夜中に来たら見えないだろうとか、その説明がないだろうとかという話になるし、うちも本当にこの勤務時間内ですけども、その中で職員が回ってお声掛けをするということをしている範ちゅうしかできてませんから、その部分をどのように周知徹底をするかということが大きな今後の課題なんだと思ってます。

防犯サイドからも言って、本当に個人プライバシーで遊びに来てる部分が、画像でどうのこうの、だけど防犯あったらそれが解決しやすいというこの二つの矢があって、なかなか難しいところがあっても、それをどのような形で牽制をするかっていうのは、また、今

後も課題の中の一つなんだと思ってます。それも含めて、今後、どのような対処の仕方が  
いいか、皆さんからもそういうお声を聞いていたら、最低これだけでもやってくればな  
ということだけでもお聞きをして教えていただければ、その対策にもう少し、一歩前進す  
るような形になるかなと思いますので、よろしく願いいたします。

3 番 深 澤 博 幸 君

このキャンプ場の質問は最後にしたいと思いますが、町長が今言われた答弁の中にもあ  
りました、将来に迷惑料というか、要するにキャンプ場を有料にしたらどうかという提言  
なんですけど、今、国立公園の富士山でもね、入場者を制限して、入場料払って、そうい  
う時代ですよ。ここは国立公園じゃないんですけど、先ほど言った迷惑料としてね、地元  
に落としてもらうというのは、幌延町、今、有料のごみ袋ありますよね。それを購入して  
いただく。それを、金額は小さいんですけど財源にしたら使う人も幌延町はこうやって分  
別収集してんだという理解が生まれるんじゃないかという気がするんで、敢えて提言した  
いんですけど、町長、その考えはいかがですか。

町 長 野々村 仁 君

はい、内部でもその話は出てます。ただ、どのように袋を売るか、どのように買って  
もらうためにいるかっていうことになるんで、その辺は自動販売機なのか人がやっぱり売ら  
なきゃ、そこにいなきゃ駄目なのかとか、なかなか様々なことが考えられるというアイデ  
アだけは、今も担当部署の方とも話をしてますけども、どっちにしても、そういう形で和  
解策があって、何とか、あそこにやっぱり町外の人が少しでも、やっぱり集まってきて  
もらいながら、商店なり何なりを利用していただいて経済効果も生まれるということ。その  
時点では、やっぱり、幌延に来ていただく人たちが一人でも増えていただくことを私とし  
ては望んでいると思います。それには、そのルールをどのように周知をし、どのように守  
ってもらって、住民の皆さんと、きちんと、ここまではいいっていうところが見えてくれ  
ば一番いいかなという気はしています。

3 番 深 澤 博 幸 君

もう1点、忠告なんですけど、先ほどの電気の使用、コンセント、これ何か、その封鎖  
したりできないんですか。使用できないように。

聞けば、何か掃除用の掃除機の電源だっていう話を聞いたんですけど、なかったら不便  
なんですけど、外部からの人に使われないような処置はできないんですか、これ。

産業建設課長 角 山 隆 一 君

マナーを守る守らないという、そういったお話になってくるのかなっていう気がするん  
ですけど、キャンプ場に限らず、やはり利用者の方には基本的には常識的な範ちゅうでマ  
ナーを守って施設なりを使っただけ、それが一番だと思うんですけども、電気に関  
しては、そのまま盗られてしまうとか、それを見た方も、いろいろ思うところがあるでし  
ょうから、何かしらの対策はちょっと考えたいなと思います。

3 番 深 澤 博 幸 君

キャンプ場のお話はこれで終わりたいと思います。

今後いろんな検討で、いい施設を作っただき、努力していただきたいと思います。

続きまして、斎場のスロープの話なんですけど、答弁書には将来的にもやらないっていう話が町長の口から聞かされたんですけど、それまでの検討されたっていう話が、ここにも、回答書には載ってるんですけど、どのような検討で、どのような業者に話を聞いたのか、本当にできないのか、その辺をお伺いしたいと思います。

町 長 野々村 仁 君

実際、業者さんと言うよりも、うちに設計屋さんがおりますので、それぞれ、どういう形で改修ができるか、これは、中のバリアフリーをやるときに一緒にでもやれたらと思って一生懸命検討しました。

どう見ても、あの屋根の形状からいくと、どうしても基礎を増やして、外へどうやって、膨らますかという、やっぱり、大改修になってしまうというところが大きな課題の中の一つであります。

あの斎場も見かけは物すごく良くなってますけど、年数はだんだんと経ってまいりました。

今回も、火葬、耐火レンガを積み直しての2回目の補修と、それから、その先、20年ぐらい前ですか、大改修をしたというこの経過の中でできております。

雪が、除雪の体制とか何とかって、いろんな形で残ったり、夏も冬も通して車椅子が押せるスロープをどのように確保するかっていうことが大きなネックでして、屋根の構造が、やっぱり一番難しかったなという気がします。

あれがもう少し、道路が川がなくて広がるのであれば、もうちょっと違う対策もできたのかも分かりませんが、今の現状では、なかなか、建設課の方で設計をして、対策をしてもらったけど、やっぱり基礎をやり直す大改修になるということでありましたから、大改修をやるときに、それだけのこと自体ができないんだったら、今のそれぞれ簡易式のスロープで対応しましょうということで、この簡易式のスロープで対策をしばらくしていく。ただ、中に入ってしまったら、そこはバリアフリーの形をやっぱりしっかりとやるべきだということで、中は今は車椅子でも十分トイレも休憩場もきちんと快適に住めるような、いれるような環境になったと私自身は思ってます。

外は、あの屋根の形状と付ける場所によっては、全然、大改修どころじゃない改修になってしまうんだろうなという気がしてますので、今回は、あの建物については断念をしたということです。

3 番 深 澤 博 幸 君

今、町長答弁の中で雪が云々という話あったんですけど、雪って1年中あるんですか。たかが3か月とは言いながら雪はあるんですけど、その区間だけね、この簡易スロープでなさってねっていうのは、ここに質問にも伺っていますが、何件申請ありますかあったら、1件だったっちゃうんでしょ。だけどもね、以前の同僚議員の答弁書の中で、令和5年3月13日の予算特別委員会で、当時の課長が利用実績もごぞいますと。ですから、現状は簡易スロープにするんだっていう答弁してるんですよ。利用実績1件でこんな答弁しますか、これ。というのは、これより、実績1件じゃなくて、もっともっと要請したいという人いるんですよ。

町長もね、今回、長寿まつりに出て分かるしょ。幌延町の高齢者比率3割超えてるんですよ。将来的にね、車椅子だけじゃなくて、私も、そうなんですけど、足腰弱ってね、スロープでなかったら上がれない。今、階段、課長でもいいです、何センチあるんですか、階段。正面玄関の階段。

(「3段」の声あり)

3段分かってるんだ、高さ。

それと同時に、勾配率ちょっとお伺いして、答えてください。今のスロープ設置して。

議 長 西 澤 裕 之 君  
暫時休憩します。

(暫時休憩)

休憩を解いて会議を再開します

町 長 野々村 仁 君

はい、勾配率や何か、ちょっと出すっていうのは、とても難しい話でありますので、後ほど、その辺は実測でもして、後で勾配率を出ささせていただいても、高さ、それは水平の所の話ですから、あそこの現場が道路が下に勾配があったりとかっていうのがありますから、それぞれ違いますけど、実測をして、後ほど説明をさせていただきたいと思っておりますので、この場で、ちょっと、率とかっていうのは、なかなか出せないかと思っておりますけども、大体、一段の踏み台が20センチ程度の段差だとして、4段、あそこありますので、そうすることによって、1m近くの段数が、多分出てくるんだろうと。それで、また、道路が傾斜をしていると、もうちょっと勾配が強くなるのかなという気はしてはしますが、簡易スロープにしては、そんなに強い傾斜でないと思っております、押してもらってということを経験をしましたけども、そんなでもなかったということで、我々は健常者ですからそうですけども、あとは、そういう体の不都合な人たちがどう捉えるかっていうことですし、下がる時も、下がる時は、前から、こう押してたら、それは怖いです。あれは、やっぱり、バックして下りてくれるという形を取ってくれば、そんなに怖さはないなという気はしてきました。

それぞれ、今の簡易スロープ自体も付けっ放しにして置いておくということ自体は、霊柩車でないし、バスとか霊柩車が横を通るのに、大変狭くて不便で通れないということもあって、設置をするタイミングが、それぞれ、Uターンをして準備をしなければならぬという、そういう複雑なこともありますし、今時点では、このスロープ自体は、それぞれ申込みをしなくても現場でも対応するというものですから、いつでもお声を掛けていただいたら、そういう形で対応ができるという形にさせてもらっておりますので、今までは申込制だから、なかなか遠慮して行かなかったんじゃないのっていう声もあるんで、そういうことを今度広報していきたいなと思っております。

3 番 深 澤 博 幸 君

今、町長の答弁で、自分も実際に車に乗って体験したというお話がございましたが、実際、先ほど私、勾配率の話聞いたんですけど、建築基準とそのスロープ法っちゃうのが二つあって、当然、その二つは、ちょっと、分母と分子が違うんですけど、スロープ法に言

ったら12分の1以下。要するに、高さに対して12倍の距離がいるということなんですよ。だから、今言ってる80センチ、80あるなら掛ける12で、その分のスロープの長さがあるということなんです。で、今、簡易スロープですから、当然長さありませんよね。

ここで、資料あるんですけど、町が設置したやつは2m80しかないんですよ、これ。担当課に聞いて聞いたら、車椅子だと3人介助者がいるっていう。当然そうですよね、手すりもないんですから。そんなとこをね、本当に今、身障者がね、身内、親族、家族がね、最後のお骨上げにも行かない状況だったら、町長本人がそうだったらどう思いますか。寂しいし悲しいし、そんな思いで自宅で待ってないとならないんですよ。そして、私、先日、同僚議員からも参考意見として聞いたら、今、家族葬が増えてて、お手伝いさんいない。今、町内会もそうですよね。みんな葬儀屋さんに任して、昔は町内会で二人、火葬場に送ってたんですよ。今、そういう役割の人が町内会にもいないんですよ。今言う、核家族、子供が少ない家族葬になったら、当然、身内なくなりますよね。若い人がいたら、それ3人いたら、それは車椅子を押ししたりお棺を持ったり、そのお棺持つのもね、今は大変なんですよ。人力ですから。このスロープなんか使えませんよ。そんな状況下にあるのにね、町長、俺体験したから大丈夫だっていう、そういう議論にはならないと思うんですよ。

町長は、やっぱり町民のためでしょう。町民が、そういう場所に、遭遇できない場所を提供するのか、町長。もう1回伺いますよ。

町長 野々村 仁 君

私が乗ったからもう大丈夫だなんて言ってませんよ。私も乗ってみましたというお話をしました。どういう気持ちで、どういう形で、この車椅子っていう形で怖さを感じるのかと思うことだから、それが良しとか、駄目とかっていう話を私はしてませんよ。

思いは同じだと思います。亡くなられた人の思いは。ですから申込みをくださいということで、町職員もそういう時にはきちんと対応もさせていただきます。ただ、先ほど言ったのは、なかなか、そうやって申込みづらい。今、深澤さんが言ったみたいに、少し遠慮があるんだっていう話だとすると、現場でも、そういうときがあったらきちんと出せるような対策も話し合いもできてますよということを付け加えて言わせていただいただけです。

申し込んでいただいたら、町からでも、少しでもそういうことであるのであれば、誰もいないということであれば、そういう形で支援もできることもあります。

今の状態でいけば、そこに、それだけの古い建物を、今回は、炉を替えたばかりですから、あと5年、10年は何とか使いますけれども、その先ずっとそうなんですかっていう話には、なかなか、ならないのかなという気はしてますので、そういうものことに関しては、やっぱり、そういう時代が、本当に深澤さんが言われるとおりの高齢者時代が来ますので、きちんとした、そういう設備が単町で持てるのか、複町で持つのか分かりませんが、そういう協議も将来にわたってしていかなければ、なかなか難しい話なのかなという気は私はしているところです。

ですから、今は最低限、そういうバリアフリーの中で、中まで入るときのお手伝い等を支えていただきながら、簡易スロープで何とか御利用いただけませんかということをお願いをしているところでもあります。

実際、そういう体の不自由な人、車椅子の人に、とてもじゃないけども受けられないわという話ではなく、少しでもそういう片方でもお手伝いをしながら、そこにお参りに来ていただく、最期の見送りに来ていただくということを私も同じように願っています。

3 番 深 澤 博 幸 君

そろそろ時間なんで、最後の質問にしたいと思います。

折しも町長が、今、将来的な話をされてましたね。これにも5月の委員会で答弁書には将来の話をされてるんですね。

いろいろ問題提起されながら、町長も頭の片隅に置きながら検討していく。改修等も含めて云々という話をされてるんですけど、今言ってる、将来的に今の部分では、スロープに関しては難しいけど、将来的には新しい、多分、施設になるんだと思うんですけど、それが1町なのか、隣の町と一緒にやるのかっていう構想も含めて、今の町長のお考えの中にどう思われてるのか伺って、最後の質問にしたいと思います。

町 長 野々村 仁 君

本当に火葬場が年数を重ねました。今、炉を替えたんで、10年ぐらいは何とかうまくレンガが剥がれないで使えればいいかなと思ってますけど、レンガが壊れたとき自体でも、建物自体の老朽化がどこまでもつのかっていうのも検討の中にはいるんでしょうけど、もしか、やれるのであれば、建替えるっていうときであれば、今の時代は、やっぱりバリアフリー化になってない施設っていうのは新しくならないんでしょうから、そこは、きちんと、やっぱりどんな方でも来ていただけるという、そういうスペース作りをしなければならぬと思ってます。そこがまだ、うちだけなのか、どこかと組むのかっていうこと自体では、まだまだ分かりませんが、それも含めて今後の皆さんとの議論の中で、やっぱりここは、これだけの高価なもの炉が10年、15年でレンガを積み替えて、数千万ずつ掛けて、人数が少なくても、1年に人数が多くても、レンガの大した傷み具合変わらない、そういう状況の中でいけば、どういう形が一番、今後、持続的にこの火葬場を維持管理できるのかっていうのは、今後の課題だと私自身は考えています。

どっちにしても、このままの長さで20年、30年もつことは多分ないんでないかなと思ってございますので、その時点までは、先にどういう形を採っていくかという議論を進めていかなければならないと、そう考えています。

議 長 西 澤 裕 之 君

これにて、3番、深澤博幸君の質問を終わります。

次の質問を行います

7 番 齋 賀 弘 孝 君

通告に沿って、質問をします。

受付順番4番、齋賀弘孝。

幌延中学校区小中一貫校建設基本設計業務公募型プロポーザルについて。

平成28年度の教育執行方針の中に初めて小中一貫教育という単語が使われるようになり、その中で児童生徒の学習習慣の定義や学力・体力向上を図るため、小中学校の交流授業実践による効果や課題を共有し、9年間継続性のある教育活動を推進しますとあります。

そして、先般、幌延町では初めての試みであろう公募型プロポーザルによる最優秀提案に北電総合設計株式会社が選定されました。

9月3日開催のまちづくり常任委員会で提出されたプロポーザルの結果を基に、いくつかお伺いします。

- ①公募型プロポーザルは、どのように周知されたのか伺います。
- ②問い合わせは何件あり、4社に決定されたのか伺います。
- ③A社、B社、C社、D社の順番はどのように決定されたのか伺います。
- ④選定委員は10名定員であるが、なぜ9名の審査委員となったのか伺います。
- ⑤出席委員9名が120点満点で採点したと報告があったが、こういう場合、なぜ最高点と最低点の2名分を切り捨て、7人分の点数で採点しなかったのか伺います。
- ⑥一次評価点加算はどう計算されたのか伺います。
- ⑦公募型プロポーザルにおいて、幌延町におけるカーボンニュートラルの取組についてが、どう理解し、利用されたのか伺います。
- ⑧4社から最優秀提案者が決定されたが、次点候補は必要ないのか伺います。
- ⑨委員会、ヒアリング等審査の議事録の公表はないのか伺います。
- ⑩4社の技術提案書は開示しないのか伺います。
- ⑪技術提案書はどう広く町民に公表していくのか伺います。
- ⑫学校建設場所決定後、どう周辺町民に理解とお願いを進め、町民との意見交換をするのか伺います。
- ⑬給食センター、小中教員住宅はどういう計画で改修工事となり、予算規模はどのくらいを見込むのか伺います。
- ⑭パブリックコメント、教職員アンケートで出た意見についての対応の進捗状況を伺います。

次、8月27日の大雨による被害と町の対応について。

9月3日のまちづくり常任委員会の席上、町長から発言がありましたが、今後の町の対応をお願いしたく、いくつかお伺いします。

- ①警戒レベル3相当だったが、午前8時頃には雨が弱まったので、災害対策本部は不要と判断したとありましたが、雨量だけで判断したのか、川の水位は大丈夫だったか伺います。
- ②今回、問寒別川、上問寒水位観測において26.79mを観測し、水防団待機の25.7mを超過したが、水防団は待機、準備、出動、解除はどのように行動されたのか伺います。
- ③被害状況はどう情報収集されたのか伺います。
- ④町として冠水した農家、店舗に浸水した商業者にどう対応されたのか伺います。

以上、よろしくお願ひします。

町 長 野々村 仁 君

齋賀議員の1問目の質問について、後ほど教育長からお答えいたします。

2問目の8月27日の大雨による被害と町の対応についての御質問について、私からお

答えします。

まず、1点目の災害対策本部は不要と判断したことに関する御質問ですが、不要の判断をするに当たり、今後の気象情報やこれまでの降雨量を確認するとともに、川の水位についても注視しており、天塩川や問寒別川の水位の状況等を勘案した上で災害対策本部の開設は不要と判断いたしました。

次に2点目の水防団の行動に関する質問ですが、議員の御指摘のとおり、問寒別川の水位が水防団待機水位を超過したため、北留萌消防組合幌延支署と連携し、職員による巡回や情報収集に努めました。消防職員による上問寒、中間寒水位の観測所の目視による現地調査の結果を基に、町として水防団待機は不要と判断いたしましたので、水防団に対して特段の指示はしておりません。

次に3点目の被害状況の情報収集に関する御質問ですが、農地の冠水、畜舎への浸水等に係る農業者への被害については、担当職員による現地確認に加え、幌延町農協を通じた情報収集に努めました。現地確認の結果、農地の冠水が6戸、35.4ha。これは、一部冠水を含むものです。畜舎への浸水が2件あり、そのうち1件は搾乳作業に影響があったことを確認しております。幌延町農協からの情報提供により、更に1件の畜舎浸水があったことを確認しております。畜舎への浸水があった農家については、自力での排水、清掃作業により、当日のうちに作業を再開できる状況に復旧し、家畜にも大きな影響はなかったと聞いております。また、商工業者に係る被害につきましては、商工会を通じた情報収集により、この度の大雨に際し、商工業者2件で建物等への浸水があったことを把握しております。いずれの店舗も速やかに排水及び清掃消毒作業を行い、即日営業または数日の休業に留まっており、商工業者が加入する総合火災共済の保険については、被災の程度が軽微であることから保険適用要件を満たさなかったとの情報を得ております。建物等への被災につきましては、時間の経過とともに損害が表面化する可能性もありますので、引き続き商工会と連携のもと情報収集に努めます。

次に4点目の冠水した農家や店舗に浸水した商業者への対応に関する御質問ですが、この度の大雨により建物内部が被害にあった農家や商業者の方々については、関係機関等の協力により通常の体制に戻られたため、町として対応したことはありません。

教 育 長 青 木 順 一 君

齋賀議員の1問目、幌延中学校区小中一貫校建設基本設計業務公募型プロポーザルに関する御質問にお答えいたします。

1点目、公募型プロポーザルの周知については、町ホームページに掲載したほか、予めから専門紙等に取り上げていただき、広く周知しておりました。

2点目、問い合わせの件数については、問い合わせ件数は0件です。参加表明書の提出が4件あり、1次審査の結果、4社が2次審査に進んでおります。

3点目、順番の決定方法については、技術提案書の提出があった4社について、事務局において適正な方法により決定しております。

4点目、なぜ9名の審査委員となったのかについては、1名が日程の調整がつかず欠席となったためです。

5点目、採点方法については、選定委員会の中で協議し、今回の採点方法等を決めております。

6点目、一次評価点の計算方法については、参加表明書評価基準により、4社の一次審査の合計評価点を算定、100点満点とし、それぞれの合計点に率10×合計評価点÷100を掛けたものを一次審査評価点10点満点として加算しております。

7点目、幌延町におけるカーボンニュートラルの取組については、幌延町地域新エネルギービジョンを考慮したテーマを設定し、技術提案をいただいております。

8点目、次点候補の扱いについては、本選定委員会では次点候補という設定はございません。ただし、1位から4位までの順位付けは行っております。

9点目、議事録の公表については、実施要項の中で公表しないこととなっております。

10点目、4社の技術提案書の開示については、最優秀技術提案者の技術提案書以外は開示できません。

11点目、技術提案書の公表については、最優秀技術提案書は基本設計を策定する上でコンセプトやイメージをもってもらうためにはとても重要と捉えていることから、ホームページや広報誌、リーフレット等を活用し、広く公表してまいりたいと思っております。

12点目、学校建設場所決定後の地域住民への周知等については、できるだけ早く、1回目の住民説明会を開催し、まずは新校舎建設のコンセプトを理解していただき、イメージを持ってもらおうと考えております。また、委託事業者とも相談しながら、より多くの意見を頂けるよう、計画的に住民説明会を開催していきたいと考えております。

13点目、給食センター、小中教員住宅については、給食センターは改修になるのか建て替えになるのかも含めて、今後の基本設計で決まっていくこととなります。教職員住宅は、現在、実施設計中ですので、工事費等はその中で算定されることになっております。

最後14点目です。パブリックコメント等の対応の進捗状況については、基本構想におけるパブリックコメント及び7月実施の教職員アンケートでは、本プロポーザルに関する意見はございませんでした。なお、基本構想でのパブリックコメント及び教職員アンケートでいただいた様々な御意見は、今後の基本設計等に生かしてまいりたいと考えております。以上でございます。

## 7 番 齋 賀 弘 孝 君

どうもありがとうございました。

若干何点か、まだちょっとお聞きしたいことがあるので、引き続き、再質問させていただきます。

最初に、町長の方にお伺いします。

町長の今の答弁の中で、私は水防団と言ったんですけど、水防団本部、災害対策本部、これ一緒というふうに考えて、今質問してもよろしいんですか。

私が今回ここで言いたかったのは、もうこれ7月27日の大雨は終わりました。終わったんだけど、更に、今後いつ大雨が降って、また同じような被害が起きるか分からない。それに向けて、こういうところは、こういうふうに改善した方がいいんじゃないかという意見の一般質問なんですけども、その辺をちょっと確認したいと思います。

町 長 野々村 仁 君

すいません、遅くなりましたけど。

決まりとしては、水防団の派遣っていうか、待機が一番初めて、対策本部ということになるんですけども、それを決める前、流れをお話すれば、今回本当に齋賀議員が心配されているとおりに、今回は明るいまだ時期だったということで目視が聞いたということ自体でもありました。それこそ、前回もお話をしましたけど、6時から副町長以下、職員全員で回って、それぞれの連絡も取りながら、7時から雨が少し収まりかけて、少しずつ雨の量が少なくなってきたというところで、それでも、5時から6時までの雨量が今までに最高の45ミリが降ったということですから、その状況から見て皆集合して対策を打って、ヤフーのニュースでは警報という形で載ってたんですけども、最終的な警報自体は地元できちんと把握して、警報が3なのかどうかっていうのを判断するという、そういう手順で考えておりましたし、今回はその3というところから少し薄れて、今回は対策本部は採らなかったというところでもあります。

水防も同じように、それぞれ点検をしていただいて、問寒別の場合、特にアイカップ川が増えてこなかったということもあって、待機はさせなかったというところで、両方とも準備はしなかったというところになります。ただ、現地状況によっては一部集中的になってるところもあるということで、職員が再度見回りした後に、8時から詳細に、それぞれ丁寧に情報収集に回ったというところでもあります。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

今職員が再度回った行動には、情報収集ということなんですけども、最終的には派遣された職員が商店街や農村地区を巡回して、その話を聞いてから、町長、災害対策本部の設置は不要というふうに判断したと思います。でね、担当した職員さん、大変大雨でした。一人で行かせるのは危険かなと思ったところですが、こういうときは二人ぐらいで行ったのかなと思います。それで、その職員からはね、どうして被害があったと冠水したのか、どうして冠水した、そして、この冠水した状況を見てどうしたらいいか。町として何か応援できることはないのかっていう、そういう話は何もなかったんですか。また、派遣された、現地を見に行っただけの人、その家主とね、何か話をしたんですが、ただ現場を見て、ああ、一杯だね水がって、牛舎に水が入ってるねって、それで終わっちゃったんですか。お伺いします。

町 長 野々村 仁 君

齋賀議員が言われたように、言われると、すごく悪意がありそうなんですけども、職員は一生懸命、次の現場、次の現場ということを目指して巡回をするということで、あそこにもこういうことがあったねということで、何も事故がなかったねぐらいの確認はちゃんとしてると私自身思ってます。連絡もらったときも、そこはどういう状況というふうにも浸水がありましたっていうことぐらいがこちらには連絡が届いてるだけで、こまい話の細部まではなかったということです。そのあと、農協さんも通じて、少し時間遅れですけども、農協さんが対応していただきながら、農協さんがその場をやってくれてるということで、それぞれ、少ない人数で、最初の1回目というのはありましたから、そんなに

そこでどうだこうだということではなく、何もなかったかみたいなことは喋ったんじゃないかなって。その会話までは、私ども報告頂かなかったんで分かんないですけど、浸水がありました、何十センチほどということ連絡をもらったんだと思ってます。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

情報収集しても最終的には対策本部長のところには届かない。届かないで、もう雨も上がりそうだから災害対策本部、設置要らないねということになったというふうに解釈されかねない。やっぱり、情報収集に行った人が二人いて、次から次へ行かないとならないとなると、今言った家では冠水してると。もう牛舎に水が入りそうだと。もしかしたら、もう入ってたかもしれない。これ、どうしてこういうふうに入ったんだろうと。川が氾濫したのか。町長、先日のまちづくり委員会の排水が氾濫したというふうにおっしゃいました。排水が氾濫して、その水がはけなくて、また、道路側溝も飲み込めない。一杯、だから全部、行くところ、低い牛舎の中に入っていってしまう。したら、やはり、その情報収集した人は、今、土のうを持ってきて、土のう積んであげれば、入り口あるんだから、その入り口に土のうを積んであげれば、少しでも牛舎の中に水が入ってくるのを防げるんじゃないか。もし、牛舎の中に水が入ってるのか確認したのであれば、ポンプを持ってきて、ポンプ汲み上げてあげれば、これ以上被害があるかもしれないけども、少しで終わるじゃないかという前向きな対応はできなかったのか、改めて伺います。

町 長 野々村 仁 君

申し訳ございません。そういう段階ではなかったということで、8時何分ですか、農協の職員行ったときには、もう水は引いてましたというお話を頂きました。

8時20分でしたか30分でしたか、そういうことで河口に向かって行った話だったと思いますけども、連絡するのに全て今のような議論をするような長い時間でしゃべってるわけじゃなくて、ここはこういうことですよという報告だけです。そこは、今後の材料としても、やっぱり検討しなければならないことでしょうし、今回は、だから本当に明るかったという、そこが本当に幸いをしていただろうと思ってますので、これが暗い時だったら、そういう対策がどのような形になるのかということと、本当に後ろの川が、土のう積むこと自体が本当に安全なのかどうかっていうのも含めて、やっぱり、今後、我々も防災担当者と協議をしながら、それ重機を持ってってとかの、多分、大きな土のうの方の話になるんじゃないかなという気はしますけども、そういうことも含めて、やっぱり、今後、今回のことを糧にして、対策をきちんとしていく、対策本部を作って避難するとかしないよりも、そこに、今の災害に遭われた方の対策をどのように早急にしていくかということも含めて今後考えなきゃなんないと、今回の教訓で、そういうふうにして前に進めれば、少しは皆さんに安心してもらえるのかなという気はしています。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

幌延町がいつも言っている安全安心な生活をするのに、そこから改善しないとイケないと思うんですよね。

先ほど、町長は8時にはもう引いてきたという話でしたけども、今の答弁の中でね、8時に牛舎に冠水してきたんですよ。8時まで、その農家の人は一生懸命、土のうを積んで、

排水じゃないですよ。牛舎の入り口があるんだから。その入り口から入ってくるんだから、牛舎の入り口に土のうを積んでたんですよ。だけど、もう水の勢いが強くて、家族だけでは、もうどうすることもできなくて、土のうも流されちゃって、みんな牛舎の中に入ってきちゃったんですよ。そういう現場があるんですよ。まず、時系列でぼっていかないと、今回駄目だと思いますよ。もう、8時には水は引いてない。その農家は8時になって水が一遍に入ってきたんですよ。もう、土のうも破れて、それで、牛舎の中が一杯になった。もう搾乳も何も仕事もできない。水なんてもう止められない。結局、11時過ぎにやっと、また、水が幾らか引いたのでポンプを効かして水を出したと。そして、夕方の搾乳が、もう3時も4時にもなったという。

やっぱりね、町長、こういうときは現場見た人によく聞いた方がいいと思いますよ。ポンプないですか。ポンプがあったら、その情報を見た人が、すぐポンプ持ってこいと二人行ってるんでしょう。先ほど私二人行ってるって言いましたけども、二人行ってるなら一人がそういう連絡をしてやる。土のうを持って来いよとか役場に連絡して、土のう持ってきてあげるとか、今回何もなかった。全然、これ安心も安全も何もないですよ。私の知ってる農家、それ新規就農者が入るところですよ。新規就農者、もうこんな対応しかしてくれないんだったら、こんな所で、これから安心して営農なんて引き継げない、できてけない、やっていけないっていう思いですよ。

今、町長が、排水が土のう積んでって言うんなら、排水を町の災害対策で、もう排水を広げてやるとか、道路側溝は詰まってるんですよ。地元の建設業者に言って、その道路の側溝、泥を上げてやって流れるようにしてやれば、幾らか牛舎に入ってくるのが少なく、災害の被害も軽傷で済んだと思われるんです。

やはり、情報収集した人がきちんと町に伝える。町がその対応をする。電話だけじゃなくて、災害対策本部なんですから。

先ほど、川の水位といいました。今、川の水位を見るのは、もうモニターで、ライブカメラであって、今、何ぼ何ぼっていうのが出てるんですから、やっぱり、災害対策本部にモニターでも画面でも付けて、大雨が降ったときに、今もう水こんなになった。情報収集に行った人の意見を聞かなくても、すぐ分かりますよ。そういうふうにはできないもんですかね。改めてお伺いします。

町長 野々村 仁 君

こちらでもモニターをとって、それぞれの河川にカメラ付いたやつは見ています。ただ、今回の被害に遭われた所にはカメラが付いておらないので、大変申し訳ないです。また、連絡不足、先ほども言いましたけども、やっぱり反省をしなければならぬところが、連絡の慣れ、こういう危機対策に慣れて、どのような連絡、どのような形っていうことが、やっぱり、もっと重要な話になるんだと思ってます。

もう、今回をやっぱり起点に、どのような対策とどのような防止方策が途中でできるか、増水しているときに、川は掘るとかヘチマとかっていうのはできないにしても、水を止める、土のうを積むとかっていうのが、大型土のうでどう対処ができるかとかってことぐらいはできると思いますから、そういうこと自体が本格的に、それが業者間と中でうま

くできるのか、その連携をどのような形にできるか、やっぱり、そこは含めて、今後も、今回の事例を見て、それぞれ、もっといい方法にならなければならないなど。事故が、被害がなかった、少なかったからじゃなくて、そこをもっと少なくするため、どのような対策をするかっていうのを今後考えていかなければならないことの一例だと思っています。

どっちにしても、私は先ほど、ちょっと読むところ、見るところ間違えましたけども、8時30分頃に水を引き始めたということで、入るときは、もうちょっと対策的に早い時期のときに入り口から入ったところの現状分かってれば、そういう対策だったり、そういう行動ができたのかもしれないということでは、やっぱり、そこは我々としては、少し連絡の取り合いを薄かったのかなという反省点になると思います。

#### 7 番 齋 賀 弘 孝 君

町長は、デジタルアメダスの記録から、6時に45ミリ幌延降ったよって、だから大雨だねっていうことを報告されてました。でも、実際にこの間寒別では、5時には2.5ミリ、6時に18.5ミリ、7時に13.5ミリ、8時から1.0ミリ、9時2.0ミリと、ずっと1日中、雨が降ってたわけですよ。その溜まった水が全部流れてきたもんですから、そういうふうな被害になったと思われまます。

先ほど、町長が排水に土のうと言いました。もう、土のうなんて間に合わないですから、町長の、これ災害なんですから、排水なのか川なのか分かりませんが、町長、排水と言うのだから排水なのかもしれません。その排水を拡張してやるとか、又は、近くにある川に山から流れてくる水を流れるようにしてやるとか、そういう対策を執っていかないと、今度の大雨来るまでには間に合わないと思うんですよね。また、そういう被害に遭った農家、ほかにもあるという報告でしたから、もうそういうところ、牛舎に水が入らないように、保管している土のうの袋でも置いといて、何かあったときには、これ使ってくれ、ポンプが必要だったらポンプ置いとくから、これで、もう、どっか出張所でもどっか置いとくとか、農協と連携を取って、そういうところまでやっていかないと、被害に遭われた農家皆さんは安全安心が戻ってこないと思いますが、いかがですか。

#### 町 長 野々村 仁 君

重々、今回の部分も糧にして、少しでも皆さんに安心して生活ができる場所で、また、災害に遭った現場等を後日きちんと見ながら、その以前に対策ができることがないか、それができるのであれば、もう先にそういう越境してくる部分をきちんと作ってとかということ、今後、どのような形で、一番先に今回の流れが大した本当に水量ではなくて、下の橋の方では、いつもの浸水するところがしないぐらいだけど、一気にこう流れていくときの溢れた水だったと思うんですけども、その越境しても超さない対策ができるのであれば、それをした方がいいと思いますし、それは、家主さんと相談をして、それで本当に、きちっとやらせてもらって影響がないもんかどうかどうかも含めて相談をしたいと思います。

#### 7 番 齋 賀 弘 孝 君

行動の方は分かりました。行動ね。

でね、やはり安心するのは、水入ったという商店街の人も言ってました。誰も来てくれないと。だから、町の職員さんでも誰か来て、一声掛けてくれれば、それで、大分、気分

も和らぐんだけど、そういうことがなかったなということが、あそこあつちから聞こえてきましたので、それを報告したいと思います。

それで、今回のこの反省を今後の大雨、また、いつ降るか分かりません。今年は特に雨が多いいいことは、午前中の同僚議員もお話ししていましたから、そのための対策を十分、今から執って欲しいと思います。そうすることによって、地域に住む農業者の方も商業者の方も安心して、また、これからも安全安心の幌延に進んでいけるのではないかと思います。どうでしょうか、町長。

町 長 野々村 仁 君

はい、分かりました。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

町に対する質問は以上でございます。

続いて、教育委員会についての質問に移りたいと思います。

プロポーザルの実施公告が7月1日です。そして、参加表明の提出期限が7月12日でした。

4社以上、問合せがなかったよということなんですけども、この4社っていうのは、もう想定内なんですか。それとも、当初から5社以上に絞りたいて言ってたところに4社しか来なかった。これは仕方ないことだということなんですか。それとも、情報の出し方が悪くて、この程度だったんだよなということを今反省してるかどうかお伺いします。

教 育 長 青 木 順 一 君

周知についてですけども、規定の周知期間を設けておりますので、足りなかったとは思っておりません。むしろ、全国的に、今、建築、建設業界が大変な最中なんですけども、4社も応募いただき、ありがたいなと思ってるのが実感です。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

その4社さんは、全て幌延町のホームページの町の新着情報のコーナーで見て応募してきたというふうに思ってよろしいですか。

教 育 長 青 木 順 一 君

周知をして、募集のことですけども、先ほど答弁にあったとおり、ホームページでもそうですけど、専門誌の方にも広く載せております。また、幌延町の公募型プロポーザル、これ検索掛けていただくと、いろんなところにページというかサイトが出ておりますので、そういうものを通じて4社応募してきたと思っております。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

その4社は一遍に来たわけではなく、郵送で参加表明をしたいということで手続をしてきたんだと思います。

幌延町では、そのあと、7月1日から7月5日の間に実施要綱等の配布期間を設けられて資料の配布をしました。その資料の中には幌延町中学校区小中一貫建設工事、基本設計業務プロポーザル実施要綱、それからプロポーザルの技術提案書、評価概要、それから幌延町小中一貫教育基本構想の資料など、送り返したというふうに思ってよろしいですか。

教育長 青木 順一 君

はい、そのとおり送り返しております。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

基本構想も皆さんに送ったよということで、全部それは町のホームページを見れば全て取り寄せれるところなんですけども、丁寧に、こちらから送り返したというふうに私は今思いました。4社が来た。A B C D 4社が来ましたよね。このAはどこどこ、Bはどこどこ、Cはどこどこ、Dはもうわかりますよね。北電さんだと。これ、A B C、名前をどこにするっちゃうの誰が決めたかという、先ほど、答弁の中で、事務局の方で適正な方法に決定したと。どういうふうな適正な方法で、A社はどこ、B社はどこって順番付けたんですか。

教育長 青木 順一 君

適正な方法をとということで、お答えします。

総務学校係の立会いの下、教育次長が抽せん箱に4社の社名が規制されたくじを投入し、次長補佐が発表順にくじを引いて決めております。以上です。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

分かりました。

で、A社からD社まで4社は決まったと。で、一次審査をしました。一次審査をしたら得点を付けるという話でした。一次審査得点を付けて、それぞれ、得点について、得点の高い順番から、最初の話では5社程度だったんだけど4社になりました。だから、一次審査で決まった方々はここですということで、なぜ得点の高い順番に並べなかったんですか。

D社93点、B社84点、C社79点、A社57点ですっていう順番に、なぜ並べ替えて一次審査通過しましたというふうに報告しないんですか。

教育長 青木 順一 君

すいません。取り違えたら申し訳ありませんけども、一次審査を行って、そのあとですけども、適正な方法で順番を決めております。

私たち選定委員、私も選定委員なんですけども、A社がどこの会社かB社がどこの会社か、それは分からないところで決めておりますので、順番は、一番最初の適正な方法で決めた順番で決めております。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

分かりました。

最初に決めた、抽せん箱に入れたやつでAからD社まで決めたと。どこの会社が、今、AとBが言いましたけど、CとDも分かんないですよ。D社は幌延町と深い関係があるんですよ。いつも教育長きつと御挨拶してると思いますよ。D社は、2016年役場庁舎の外壁改修工事の実施設計業務を担当しました。2017年は役場庁舎の改修工事の監理業務をしました。2019年間寒別小中学校体育館の天井の改修工事实施設計業務します。2020年幌延町体育館の改修工事实施設計業務をしました。2021年幌延町総合体育館の改修工事の監理業務をしました。2022年総合体育館自家用発電機改修工事实施設計業務等、毎年やってるんですよ。だから、挨拶に来てると思うんですけど、それも分か

らなかったですか。それから、審査する人の先生方、皆さん分かると思います。

教育長 青木 順一 君

そのABC D社ですけども、私も全然、今、齋賀議員言われたとおり、2年半しかいませんので、そういうことがあったんだということで、今聞いてたところです。

結局、最終的にA社、B社、D社、どの業者なのかっていうのは、順番が付いた後でも教えていただけませんでした、教えていただけないっていうか、秘匿性がありました。ですから、10人、そのときは9名選定委員がいましたけども、9名の選定委員の中でA社、B社、D社までですけども、プレゼンを行っていただいて、一番、基本構想からなるコンセプト、イメージ、それに一番近かったのがD社というところで、これ、全員じゃないですけども、一番点数の高く付いた会社がD社だった。結果的に私たちが基本構想を作ったときのコンセプトと今回の基本設計のコンセプトが一致してるんですね。ですから、それは持続可能な社会の作り手となる子供、それを育てる学校できたんですね。だから、その中でコンセプトもマッチングしてますし、あとは校舎の中身、こういうところで校舎を造っていきます。持続可能なそういう校舎を造っていきますよ。そういうことでD社というところが出てきましたんで、別に、この業者が町内で活躍しているからとか、こういう建物を造ってるか、そういう情報は、まったく入っておりませんでした。

7 番 齋賀 弘孝 君

これはね、私が別に北電総合設計株式会社に聞いたわけじゃないんですよ。北電総合設計株式会社に決まりましたよっていうから、北電総合設計会社はどんな会社なのかなって調べたら、時系列でこういうふう書いてあるんです。それで、幌延町が先ほど言ったようにあったから、皆さん知ってる方じゃなかったのかなというふうに、まず、第1に疑問が沸いたところです。

じゃあ、今教育長さん言われたとおり、先に作った基本構想とマッチングして、また、良い設計だったから、D社点数が高かった。もうこの一次審査で、もう93点もらってますよね。町のホームページで公表してますけど。もう93点もらうには、やっぱり、私が今言ったようなお付き合いがなければ、30点の点数が入るわけですから、大きいと私は思ったので質問したところです。

先ほどから、ほかの3社の今言っている小中一貫設計基本構想をお見せできないということでしたが、これはなぜお見せできないんですか。

先ほど言ったら、その選定委員会で決まったからということだったんですけども、ほかのきっと3社にもそれなりにいいところはあると思うんですよ。そういうところも、今後の我々素人が勉強するよりは重要なことだと思うんです。まず、なぜ公表できないのかお伺いします。

教育長 青木 順一 君

ほかの3社、技術提案書の開示についてですけども、まず、最優秀技術提案以外、技術提案書は各提案者に帰属するものでありまして、その全てが法人情報であるため公表できないことになっております。

最優秀技術提案書については開示できるということになってます。以上です。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

このプロポーザルの実施要項6ページ、10その他の4の⑤に技術提案者からの技術提案書等について、幌延町情報公開条例の規定による請求に基づき第三者に開示できるものとするってありますよ。これに基づいて請求しても見せてもらえないということですか。

教育長 青 木 順 一 君

幌延町の情報開示条例ですけども、ちょうど第6条の(4)、そのところに実施機関の要請を受けて公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等または個人における通例として公にしないこととされているもの、その他の当該条件にすることが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるものであるもので、法人のものを、この辺からいくと幌延町の情報公開条例、ここに当てはまりますので、公開、開示できないということで判断しております。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

そういう解釈でいいですか。情報の総務課ですか。

総務企画課長 早 坂 敦 君

担当の方からお答えさせていただきます。

先ほど教育長の方から答弁ありましたとおり、情報公開条例、こちらに関しましては、基本的に公文書であることが前提条件になります。公文書とは何だというような話になってるんですけども、そうなりますと、要は、先ほど、教育長の方からお話ありましたとおり、どこに所有権があるかということが、まず重要になってくるということでございますので、この場合につきましては、業者の方に所有権があるという判断の下、情報公開条例の該当にはならないというようなことで御理解いただきたいと思います。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

では、何で技術提案書に、こういうふうに今私が言ったようなことを載せたんですか。

これなら誰でも第三者に開示できるものとするってあるから、開示できると思うじゃないですか。

何回も言いますが、提出されたプロポーザル方式の手続による事務処理で必要となる提出された技術提案書の全部または一部の複製等を行うことができる。だから、理事者が複製しましたよ。町は技術提案者から提出された技術提案書等について、幌延町情報公開条例の規定に基づき、請求があれば第三者に開示できるって書いてあるんだから、これ、誰が読んでも他のも見れるんだなと思うんですよ。したら、もう最初から開示しないというふうに要綱に盛り込んでくれた方が丁寧ではないですか。

教育次長 伊 藤 一 男 君

最優秀技術提案書については開示できますので、その部分はこの要綱に当てはまっているかと思います。最優秀以外のところについては企業に帰属していますので、公開する権利がないという形になります。

上段部分の複製とかというのは、会議の中で事務上必要があればというようなところの要綱になっておまして、選定委員さんの皆さんで必要があれば複製しても大丈夫ですよっていうところの縛りになっております。以上です。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

ほかにも質問があるので、時間がないので、開示できないということで分かりましたが、何かきつといい点があるんだろうなというふうに私は考えておるところです。

14点目に質問しましたパブリックコメント等の対応の進捗状況ですね。

パブリックコメント等、これらに教育委員会で公表しました。期間を設けてですね。そのときのパブリックコメントを見ますと、全部で37項目に渡ったかと思います。37項目に渡った中で、計画書、基本計画の修正に使えますよといったものが11件、御意見を踏まえて今後の各種説明会で説明してまいります。又は、今後施策を進める上で考慮していくというのが14件です。それだけです。

つまり、周辺の住民には十分な説明がなく、基本構想として、そして今回の基本設計となっていくが、これでいいと思いますか。

今後、先ほど計画的に住民説明会を開催したいというお話でしたが、どのような計画でこのパブリックコメントの意見に対応した住民説明会を開催していくのかお伺いします。

教 育 長 青 木 順 一 君

パブリックコメントを受けての今後の計画についてですけれども、パブリックコメントに対する回答のとおり、基本構想に反映させていただいたものと、これから策定します基本設計、実施設計に反映させていくものと、今二つに分けて、基本構想の方は、もう活かしていますけれども、残り基本設計に活かしていきたいものは残しておいて、それを設計に移していきたいと考えているところです。

また、今、近隣住民の説明については、これから委託業者と相談しながら、委託業者も交えながら住民説明会開きまして、このときも、前回のこのプロポーザルのときにもプレゼンであったんですけども、大体、年3回ぐらい計画しておいて、そしてその中でも、ただの一方的な説明だけじゃなくて、ワークショップ型って言って、そういう説明会も実施している実績があるという、そういうことも言われてましたので、これから、ちょっと委託業者と相談しながら、先ほどの答弁にあったとおり、なるべく早い時期に近隣住民の方に不安、不信を与えないように、これから基本設計進めていきたいなと思ってます。以上です。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

基本設計の公募型プロポーザルで理事者は、委員会に教育委員会から渡された資料の中で、幌延町の未来を担う子供を育む持続可能な学校として、中程に全てにおいてユニバーサルデザインを導入しますというふうに書いてあります。でも、基本構想の中では、既存校舎利用のためにユニバーサルデザイン対応に難がある。A案、B案も同じく既存校舎利用のためにユニバーサルデザインに難がある。C案は新設校舎なのでユニバーサルデザイン対応が可能だと。だけどC案はもうないんですよね。質問する機会もあったと思います。今回のこのプロポーザルの実施の中でね。そういうことは、質問が出て意見交換をされなかったんですか。お伺いします。

教 育 長 青 木 順 一 君

ユニバーサルデザインについてですけれども、ユニバーサルデザインについて、これは、

どの提案書にも含まれているかなと私は見て判断しております。ただし、ユニバーサルデザインが取り込んであるか、それが今回のプロポーザルの選定基準にはなっていないと。

まず一つ目のテーマとしては、地域と連携して子供たちを育む施設、これになってるかどうか。それと、テーマの2番目には、小中一貫校の9年間を通した児童生徒の学びのつながり、学年を越えた交流を意識したプランニングになってるかどうか。設定テーマの3は、カーボンニュートラル及び木質化というこの三つが大きな評価基準になっておりますので、特にユニバーサルデザインについては、A B C D、どの業者もやっぱり意識して作ってるなということを見て取れたかなと、私見もちょっと含まれますけども、そういう形で拝見させていただきました。以上です。

議 長 西 澤 裕 之 君

齋賀議員、持ち時間10分切っております。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

今教育長がテーマが三つあって、それに沿ったものかどうかという判断基準にしたということなんですけども、今回のプロポーザル、このテーマ1、テーマ2、テーマ3についても、それぞれ審査基準があって、それぞれ特定加算がありますよね。これ、全部事前に実施要綱の中でうたって、これきちっとやっってくださいねっていうふうにお知らせ4社にしたのはいいことだなと思います。これやっぱり、こういうプロポーザルでは事前にお知らせするのが約束なんですか。事前にお知らせして審査を受ける。こういうことになるんですか。

教 育 長 青 木 順 一 君

今のテーマについてですけども、先ほどありましたとおりテーマを三つ用意しまして、これについてプレゼンをしてくださいということで、業者の方に申入れております。

どの業者も、このテーマ三つに沿って、それぞれ自分の業者の強みを生かしてっていうか、発表してプレゼンをしてくれた結果、結果的にはD社ということで決定したとこであります。以上です。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

今後やることは、校歌とか作らないといけない。前から教育長言っています。校歌はどうしますか。幌延町の観光大使井上さんにお任せしますか。校章はどうしますか。こういうのも、また、今後考えていかないといけないと思うんですけど、それらは、予算的にも一杯、きっと大きな金額が掛かるとは思いますが、そこら辺もちょっと簡単をお願いします。

教 育 長 青 木 順 一 君

新校舎、義務教育学校の校歌、校章ですけれども、現在、ロードマップ、行程表を作っております。その中で、この校歌、校章を作るのは来年度に入っておりますので、まだ、すいません、公表はできてません。案の段階ですけども、そのように考えております。

申し訳ありません。作詞、作詞家はまだ検討中ということで、この場では答弁したいと思います。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

学校名については、令和5年8月8日のまちづくり常任委員会で、教育長は幌延学園つ

てどうかなということ委員会に話しされておりました。

最後にちょっとお伺いします。

先ほど何回も言うように、基本構想があって今回の建設工事の基本設計です。

教育長が言われたように、もう基本構想に則って、マッチングして、それに則った良いものが作られたというふうにおっしゃいました。

質問します。

令和5年8月8日まちづくり常任委員会で専門的な知識がないと基本構想がまとまらない。また、校舎の必要室数、屋内外の運動場どうするか。防災施設、給食センターも検討し基本構想にまとめていく形になる。地域間の開かれた学校ということで、児童クラブ、文化系サークルの拠点にしたいということも構想にうたっていく。建設形態、建設予定地、既存施設をどうするか、今後のスケジュール感みたいのを構想に盛り込んでいく。大変な作業だから、補正予算を組んで業務委託をさせてほしいというふうに常任委員会でお話が教育次長の方からありました。で、先ほどから言ってる、この基本構想、選定、支援業務はどこに委託したんですか。

教育長 青木 順一 君

基本構想についてですけども、同じく北電総合設計にお願いしております。以上です。

7 番 齋賀 弘孝 君

だからね、教育長も知らない訳ないんですよ。

同じところがやったんだから。基本構想を作ったのも、今回やった基本設計業務、公募型のプロポーザルでも同じ会社がやったよ。だから、知らない訳がないから、皆さん知ってるんですよ。だから、得点が高く付いたんじゃないかなというふうに私は思って、このプロポーザル、初めて幌延町であるので質問したところです。以上です。

教育長 青木 順一 君

質問ありがとうございました。

今言ったとおり、北電総合設計、基本構想を作ってるからコンセプトもやはり分かっているのかなと、そういう感じはしましたけども、本当に選定委員の中では、業者の名前は分かりませんでした。本当にです。

本当に2名、今回公正公平を保つために、2名外部選定委員を取り入れました。また、選定委員の中で、本当にA B C Dのどの業者かは分からない。本当に基本構想とこの三つのテーマ、コンセプト、合うようにということでプレゼンをしていただきましたので、非常に、ちょっと不信はあるかもしれませんが、公正公平な立場っていうか中身で、今回、選定委員会をさせていただいたことを申し添えて、終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

議 長 西澤 裕之 君

これにて、7番、齋賀弘孝君の質問を終わります。

以上で、通告を受けた一般質問はすべて終了しました。

ここで、15時まで休憩します。

(14時47分 休 憩)

(15時00分 開 議)

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

お諮りします。

この際、日程第6「認定第1号 令和5年度幌延町一般会計歳入歳出決算の認定について」日程第7「認定第2号 令和5年度 幌延町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」日程第8「認定第3号 令和5年度 幌延町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について」日程第9 認定第4号「令和5年度 幌延町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」日程第10 認定第5号「令和5年度 幌延町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」日程第11 認定第6号「令和5年度 幌延町簡易水道事業会計決算の認定について」日程第12 認定第7号「令和5年度 幌延町下水道事業会計決算の認定について」の7件は、関連がありますので、会議規則第37条の規定に基づき一括議題にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第7号までの7件は、一括議題といたします。

認定第1号から認定第7号までの提案理由の説明を求めます。

副町長 岩川実樹君

ただいま上程されました認定第1号から認定第7号までの令和5年度幌延町各会計決算の認定について、提案理由の説明を申し上げます。

令和5年度幌延町各会計の決算につきましては、地方自治法第233条第2項の規定により、7月29日から7月31日までの間の3日間で、監査委員の審査を頂いているところであり、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の決算審査意見書を付して決算の認定をお願いするものです。

各会計決算の概要につきましては、お手元にお配りの令和5年度幌延町各会計決算説明資料に沿って説明させていただきます。

1 ページを御覧ください。

第1表は、各会計歳入歳出決算の総括表です。

一般会計から下水道事業特別会計までの7会計の決算総額は、歳入決算額70億5,730万1千円、歳出決算額68億8,640万2千円で、翌年度繰越財源額を控除した差引き残高は、1億6,218万7千円となりました。

2 ページを御覧ください。

第2表は、各会計決算総額の前年度比較で、表の一番下、網掛け部分の合計の欄、歳入決算額の増減合計は6億3,057万6千円で9.8%の増。歳出決算額の増減合計は6億6,568万4千円で10.7%の増となりました。これは、一般会計、簡易水道事業会計及び下水道事業会計における増や国保会計における減が主たるもので、一般会計では、土木費や教育費等の増に伴い、国庫支出金や繰入金、町債等が増加し、また、下水道事業会計では、建設改良費等の増により、国庫補助金や一般会計繰入金等が増加したことが主

な要因です。

3ページを御覧ください。

第3表は、令和4年度から令和5年度へ繰越した繰越事業費決算額の内訳です。

繰越した事業は、一般会計では、住民自治管理費、公共交通対策管理費、問寒別地区草地畜産基盤整備事業、幌延町民プール補修事業の4事業で、一般会計4事業の繰越額は、2,686万4千円。決算額は、2,566万2千円です。

第4表は、令和5年度から令和6年度への繰越事業費繰越額の内訳です。

一般会計では、社会保障番号制度システム整備事業、児童福祉施設冷房設備整備事業、問寒別地区草地畜産基盤整備事業の3事業を令和6年度へ繰越しており、繰越額は合計2,732万9千円です。

4ページを御覧ください。

第5表は、各会計の地方債現在高を示しています。

令和5年度末の現在高合計は37億9,716万6千円で、前年度末より1億4,911万3千円増加しました。なお、令和5年度末現在高のうち78.3%に当たる、29億7,480万7円は交付税算入されます。

4ページから5ページまでの第6表は、各会計の基金現在高です。

5ページ下から2段目の全会計の令和5年度末現在高は、前年度より2億9,013万4千円増加して、65億4,685万3千円となっています。

第7表は、北海道市町村備荒資金組合納付金現在高で、令和5年度末現在高は前年度より4,067万2千円減少して、17億8,789万9千円となっています。

6ページを御覧ください。

第8表は、債務負担行為の負担状況です。

地方債と同じ性格を持つ後年度負担予定額は、一般会計で586万7千円、介護保険特別会計で121万4千円です。

7ページから17ページまでは、第6次幌延町総合計画の基本計画に沿って、主要な施策の基本的な考え方や成果について整理記述しています。

18ページを御覧ください。

一般会計の決算についてです。

第9表は、一般会計歳入歳出決算額の推移です。

歳入決算額は、前年度比9.0%増の56億1,109万円となり、歳出決算額は前年度比8.9%増の54億1,938万2千円となりました。これは歳入については、繰越金の減額に加えて、問寒別地区道営畑地帯総合整備事業の完了等により、補助金などの道支出金が減少したものの、繰入金や町道幌延北進線道路改良事業、橋梁長寿命化改修事業実施に伴う町債の増額等によるものであり、歳出については、町道幌延北進線道路改良事業や橋梁長寿命化改修事業などの土木費と総合体育館自家用発電機等整備事業や幌延町小中一貫校基本構想策定事業など教育費の増額が主な要因です。歳入歳出差引きは、1億9,170万8千円で、翌年度へ繰り越すべき財源、871万2千円を控除した額、1億8,299万6千円が実質収支額で、前年度比21.1%の増となりました。

19ページを御覧ください。

第10表は、一般会計歳入の款別決算額の状況です。

前年度と比べ、大きく増加した間は、10款地方交付税で9,408万8千円、14款国庫支出金で7,001万円、18款繰入金で1億1,818万円、21款町債で2億6,360万円です。また、大きく減少した間は、17款寄附金で1,246万5千円、19款繰越金で6,197万8千円です。15款道支出金では、問寒別地区道営畑地帯総合整備事業完了に伴う補助金の減等で、3,702万2千円減少しました。

20ページを御覧ください。

町税収入の状況です。

第11表、第12表及び21ページの第13表は、年度別、税目別の町税決算額と徴収実績です。

令和5年度の税収総額は、5億5,442万5千円で、前年度比0.5%、284万3千円の減でした。法人町民税は増加したものの、償却資産に係る固定資産税の減収が主な減少要因です。徴収率は97.9%でした。

21ページの第14表を御覧ください。

地方交付税の決算額の推移です。

前年度と比べ、普通交付税が5.2%増加し、特別交付税が4.2%減少して、総額で24億8,850万9千円でした。前年度比3.9%、9,408万8千円の増です。平成13年度から制度化されている臨時財政対策債を含めると、総額で25億80万9千円、前年度比3.3%、8,028万8千円の増となりました。

22ページを御覧ください。

第15表は、ふるさと納税の状況です。

町では、平成27年度から、ふるさと納税に該当する寄附金をふるさと応援寄附金として採納しており、令和5年度の寄附金件数は725件で、前年度より1,208件減少しました。寄附金総額は1,147万7千円で、前年度比52.6%、1,271万5千円の減でした。寄附金総額のうち494万4千円を返礼品経費等に充当し、残額の653万3千円をふるさと応援基金に積立てています。令和5年度末の基金現在高は、前年度末より926万1千円減少し、1,521万9千円です。

23ページを御覧ください。

第16表は、一般会計の歳入決算額についての財源更正です。

表下、網かけ欄の右隅、経常一般財源は、29億2,743万1千円で、地方交付税等の増額により、前年度比2.9%増加しました。

24ページを御覧ください。

次に、一般会計の歳出の状況についてです。

第17表は歳出款別決算額対前年度比較表で、第18表は歳出款別財源構成対前年度比較表です。

款別の大きな増減事業を申し上げます。

2款総務費では、産業地域振興センター空調設備改修事業完了で1億3,600万円の

減、自治体情報セキュリティ強化対策事業完了で3千万円の減、地域生活圏維持支援事業完了で1,600万円の減、基金管理事業で1億7,150万円の増です。3款民生費では、国保診療所会計繰出金で1,600万円の増、幌延町民臨時生活支援事業完了により2,200万円の減、こざくら荘支援事業で2,300万円の減などです。4款衛生費では、斎場改修事業で2,950万円の増です。6款農林水産業費では、上幌延開進地区農業用水道施設改修事業で1億900万円の減、道営畑地帯総合整備事業完了で、9,500万円の減、農道橋梁長寿命化改修事業完了で1,500万円の減です。8款土木費では、幌延北進線や駅前仲通線など、町道改良事業で1億9,300万円の増、橋梁長寿命化改修事業で2億6,300万円の増、町道上問寒10号線道路横断管改修事業で2,900万円の増、橋梁点検事業、仮称堆積土砂除去事業の完了等により3,500万円の減です。10款教育費では、総合体育館自家用発電機等整備事業で1億円の増です。12款公債費は、令和3年度からの辺地債、過疎債借入れの償還年限を10年から7年へ短縮したこと等により、8,300万円の増です。

25ページを御覧ください。

第19表及び第20号は、性質別経費の決算状況です。

消費的経費につきましては、前年度3.1%の増となり、投資的経費は橋梁長寿命化改修事業や町道改良事業量の増加などにより20.8%の増となりました。

26ページを御覧ください。

第21表は、経常収支比率の推移です。

下の網掛、歳出合計欄を御覧ください。

令和5年度の比率は77.4%で、町村で妥当と言われている70%を超えています。平成31年度の84.0%と比較しますと6.6ポイント減っていますが、これは人件費や維持補修費の比率が増えたものの、公債費の比率が大きく減少したことが主な要因です。

27ページを御覧ください。

第22条は、事業別の町債現在高です。

令和5年度末現在高は、前年度末現在高より1億3,637万9千円増加して、34億237万8千円となりました。

28ページを御覧ください。

第23表は、借入先別の町債現在高です。

第24表及び第25表は、投資的経費の推移等についてです。

投資的経費の大部分である普通建設事業費は、令和5年度は、町道駅前仲通線道路改良事業、町道幌延北進線道路改良事業、総合体育館自家用発電機等整備事業、橋梁長寿命化改修事業等により、12億4,561万4千円となり、前年度比20.8%増加しました。また、歳出全体に占める普通建設事業費の割合は23.3%となり、前年度と比べ2.6ポイント増えました。

29ページを御覧ください。

第26表は債務負担行為の負担状況の内訳です。

令和6年度以降支出を予定している債務負担行為の総額は586万7千円で、その内訳

は、農業経営等に係る利子補給として583万9千円、新規就農者支援事業補助として2万8千円となっています。

30ページ31ページを御覧ください。

第27条は特別職を含む全会計の職員の人件費の状況です。

職員総数は94人で、人件費総額は7億2,323万8千円です。前年度と比較すると、職員数は一般会計で職員の退職等により6名の減、国保診療所会計では、退職により1名減、介護保険会計では一般会計間との異動により1名増となり、全体の総数では6名の減となりました。人件費は職員数の減などによる給料の減少と、職員手当の増加、また、退職手当組合負担金が3年に1度の清算年度でなかったことから、共済費が減少し、総額で2,454万3千円、3.3%の減となりました。

32ページを御覧ください。

第28表は予備費の状況です。

令和5年度の支出で予備費を充当した事業は、こぞくら荘支援事業ほか2事業6件で、充当額合計は367万9千円でした。

33ページを御覧ください。

第29表は、社会保障財源化分の地方消費税交付金3,464万円が充てられた社会保障施策等に要する経費の状況です。

令和5年度は、社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費の総額8億986万5千円のうち、社会福祉施策に1,689万1千円、社会保険施策に497万3千円、保健衛生施策に1,277万6千円が充てられました。

34ページからは、公営事業会計等の歳入歳出決算の総括及び概要です。

第30表は国民健康保険特別会計の状況で、歳入決算額は3億3,287万5千円で前年度比2.0%の減となり、歳出決算額は3億3,186万5千円で、前年度比2.1%の減となりました。歳入のうち、保険税は6,124万4千円で前年度比5.0%の増です。道支出金は2億3,596万1千円で前年度比2.0%の増です。他会計繰入金は2,709万円で前年度より120万1千円、4.2%減少し、基金繰入金は793万4千円で前年度より308万3千円、28.0%減少しました。繰越金は57万3千円で前年度比94.6%の減です。歳出のうち、保険給付費は前年度比7.7%増の1億6,259万9千円となり、北海道へ納付する保険事業費納付金は、前年度比8.7%減の9,199万7千円となりました。また、諸支出金のうち、国保診療所特別会計への繰出金は、歳入の特別交付金減少により338万9千円減の5,643万円です。

35ページを御覧ください。

令和5年度末の国保への加入状況は312世帯494人で、前年同期と比べ7世帯25人減少しました。一番下の表の受診率は106.5%と、前年度より3.2ポイント増え、被保険者一人当たりの保険料現年度調定額12万5,496円に対し、療養諸費は32万9,147円で、前年度と比べ3万8,223円増加しました。

36ページを御覧ください。

第31表 国民健康保険診療所特別会計の状況についてです。

歳入決算額は3億8,687万2千円、歳出決算額は3億8,677万2千円で、前年度と比べ、歳入歳出とも0.2%の増となりました。

増加の主な要因は、医療技術者住宅整備事業とスプリンクラー整備事業に係る設計業務により、歳出事業費とそれに伴い一般会計繰入金が増加したものです。歳入のうち、一般会計繰入金は2億547万9千円で前年度より1,965万8千円10.6%増加しました。これは入院料や外来診察料等の料金収入が1,082万7千円減少したことや、国保直診化に伴う国保会計からの繰入金が338万9千円減少したこと、ワクチン接種に係る診療受託料など、諸収入が486万円減少したことが主な要因です。下段の業務量に関する表になりますが、歳出総額に占める料金収入等の割合は32.3%で、前年度と比べ4.1ポイント減少しました。一日平均の入院患者数は2.6人で、前年度より1.4人減少し、一日平均の外来患者数は52.7人で、前年度より3.7人減少しました。

37ページを御覧ください。

第32表 後期高齢者医療特別会計の状況についてです。

歳入決算額は5,207万6千円で、前年度比11.5%増加しました。うち保険料が1,934万1千円、繰入金は3,258万6千円で前年度より541万5千円、19.9%増加しました。歳出決算額は5,183万9千円で、うち、総務費が293万5千円、広域連合納付金が4,889万7千円です。年度末の被保険者数は351人で、前年度末と比較して7人の増加でした。

38ページを御覧ください。

第33表 介護保険特別会計の状況についてです。

先に保険事業勘定です。歳入決算額は2億2,457万9千円で、前年度比5.2%の増となりました。うち保険料は3,909万2千円で前年度とほぼ同額です。一般会計からの繰入金は、5,317万8千円で前年度より832万3千円、18.6%増加しました。歳出決算額は、2億1,009万2千円で前年度比10.1%の増となり、うち保険給付費は前年度比3.6%減の1億4,711万2千円となりました。

次に、介護サービス事業勘定です。

歳入決算額及び歳出決算額は同額で799万5千円、前年度比6.2%の増となりました。歳入のうち、一般会計繰入金は246万5千円で前年度より69万7千円、39.4%増加しました。

39ページを御覧ください。

年度末の第1号被保険者加入者数は、649人で、前年度末と比較して、1人の増加でした。ケアプランの作成件数は、居宅介護及び介護予防を合わせて480件で、前年度と比較し25件の減少でした。

40ページを御覧ください。

第34表 簡易水道事業会計の状況についてです。

先に、収益的収支です。収入決算額は5,281万2千円で、前年度比4.0%の増となりました。営業収益のうち、給水収益は4,451万4千円で、3.9%の減です。支出決算額は6,282万1千円で、前年度比12.2%の増となり、収益的収支の差引き

はマイナス1千万9千円で、前年度より478万5千円減少しました。次に資本的収支についてです。収入決算額は5,746万8千円です。うち一般会計繰入金は2,911万9千円で、前年度より1,546万8千円増加しました。支出決算額は6,144万4千円で、配水管布設工事等の増加により、前年度比162.7%の増となりました。資本的収支の差引きはマイナス379万6千円です。会計全体では1,398万5千円の赤字で、前年度比133.0%の減です。このうち5千円は基金に積立てており、収支合計は1,399万円の赤字、前年度比304.7%の減となりました。

41ページを御覧ください。

令和5年度末の地方債現在高は6,951万円です。施設の利用状況を表す有収率は79.68%で、前年度より13.68ポイント減りました。給水戸数は、全体で236戸減り1万2,326戸です。

42ページを御覧ください。

第35表 下水道事業会計の状況についてです。

先に、収益的収支です。収入決算額は1億5,779万8千円で、前年度比47.0%の増です。営業収益のうち、下水処理収益は3,530万5千円で3.3%の減でした。営業外収益のうち、一般会計繰入金は6,472万5千円で前年度より611万円、8.6%減少しました。支出決算額は1億8,047万円で、前年度比67.3%の増となり、収益的収支の差引きはマイナス2,267万2千円で前年度より2,214万6千円減少しました。次に資本的収支で、収入決算額は1億7,373万4千円で、前年度比86.3%の増。支出決算額は1億7,371万9千円で96.1%の増です。収入のうち、一般会計繰入金は8,718万5千円で前年度より、3,649万9千円72.0%増加しました。支出のうち、建設改良費は、町道駅前仲通線下水道管路改修工事や下水道管理センター外壁等補修工事、合併処理浄化槽3基の整備など、1億2,670万3千円で、前年度比184.6%の増となりました。資本的収支の差引きは1万5千円で、会計全体での収支合計は2,265万7千円の赤字です。

43ページを御覧ください。

令和5年度末の地方債現在高は3億2,527万7千円です。施設の利用状況では、年間総処理量が16万3,784立方メートルで、前年度比4.2%の減。年度末の接続戸数は前年度より1戸増え936戸、水洗化率は97.61%、合併処理浄化槽設置基数は143基となっています。

44ページから46ページまでは普通会計での決算の状況を示しています。

46ページの第38表は、普通会計での財政指数の状況です。

経常収支比率は77.3%で前年度より4.8ポイント増え、財政力指数は21.5%で、前年度より0.7ポイント減り、実質公債費比率は4.3%で前年度より0.5ポイント減りました。

47ページ以降につきましては、令和5年度の主な事業の概要とその成果及び課題を整理しています。

以上、令和5年度幌延町一般会計及び各会計決算の概要を申し上げまして、認定第1号

から第7号までの提案理由の説明といたします。

議 長 西 澤 裕 之 君

お諮りします。

本案は、議員全員をもって構成する令和5年度幌延町各会計決算審査特別委員会を設置の上、これに付託して審査したいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、議員全員をもって構成する令和5年度幌延町各会計決算審査特別委員会を設置の上、これに付託して審査することに決定しました。

第1回特別委員会は、委員会条例第7条第1項の規定に基づき、議長において徴収することとし、委員長、副委員長の互選を行います。

なお、委員会条例第7条第2項の規定に基づき、臨時委員長は、年長の議員が行うこととなっておりますので、よろしく願いいたします。

ここで暫時休憩します。

(暫時休憩)

休憩を解いて会議を再開します。

お諮りします。

この際、日程第13 報告第1号「令和5年度 決算に基づく幌延町財政健全化判断比率の報告について」及び、日程第14 報告第2号「令和5年度 決算に基づく幌延町公営企業会計資金不足比率の報告について」の2件は関連がありますので、会議規則第37条の規定に基づき、一括議題にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、報告第1号及び報告第2号を一括議題といたします。

報告第1号及び報告第2号について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長 早 坂 敦 君

ただいま一括議題となりました報告第1号、令和5年度決算に基づく幌延町財政健全化判断比率の報告について及び報告第2号、令和5年度決算に基づく幌延町公営企業会計資金不足比率の報告についての提案理由の説明を申し上げます。

健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、監査委員の意見をつけ議会に報告するものです。

報告第1号の財政健全化判断比率は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、及び将来負担比率の総称で、財政の健全化や再生の必要性を判断するための指標です。令和5年度決算に基づく実質赤字比率は、一般会計等の実質赤字額が標準財政規模に占める割合を表したのですが、実質赤字額が発生していませんので該当ありません。連結実

質赤字比率は、町の全会計の実質赤字額が標準財政規模に占める割合を表したのですが、これも実質赤字額が発生していませんので、該当ありません。

次に実質公債費比率は、一般会計等で負担する地方債の元利償還金等が、標準財政規模を基本とした額に占める割合の3か年平均で、令和3年度から令和5年度までの平均が4.3%になり、前年度と比較すると0.5%低下しています。この要因は、平成29年度から起債借入れから償還期間を5年から10年に延伸したことにより、単年当たりの元利償還金が抑制されたことなどによるものです。

将来負担比率は、一般会計等の地方債残高、債務負担行為の支出予定額、体質退職手当に係る負担見込額、一部事務組合の地方債償還に係る負担見込額など、一般会計等で将来負担すべき実質的な負債負債が、標準財政規模を基本とした額に占める割合を表したのですが、将来負担すべき負債が発生していませんので該当ありません。4つの指標の下段にある括弧書きの数値は、早期健全化基準で基準以上の数値になると、財政健全化計画の策定が義務づけられますが、本町の数値は基準を下回っていることから、財政健全化計画の策定対象にはなりません。

次に報告第2号の資金不足比率につきましては、公営企業会計ごとの資金不足が企業規模に占める割合を表したもので、経営状態の悪化度合いを示す指標になります。

本町では簡易水道と下水道の二つの事業会計が対象になります。

令和5年度の資金不足比率につきましては、二つの会計等に資金不足額が発生していませんので、該当ありません。

資金不足比率の下段にある括弧書きの数値は、経営健全化基準で、基準以上の数値になると、経営健全化計画の策定が義務づけられますが、本町の設置は基準を下回っていることから、経営健全化計画の策定対象にはなりません。

健全化判断比率と資金不足比率は、基準を下回り、健全な財政状態が保たれていますが、今後も健全な財政運営に努めるとともに、町広報誌やホームページなどで町民の皆さんに、町の財政状況や健全化判断比率等の指標を公表いたします。

以上報告第1号及び第2号についての提案理由の説明といたします。

議 長 西 澤 裕 之 君  
これより質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第1号及び報告第2号は報告済みといたします。

日程第15 同意第1号「教育委員会委員の任命につき同意を求めること」についての件を議題とします。

同意第1号について、提案理由の説明を求めます。

町 長 野々村 仁 君

同意第1号、教育委員会委員の任命につき、同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

堀委員につきましては、平成24年10月から、教育委員として御尽力いただいている

ところであり、この9月末日をもって任期満了となることから、再度、堀 英夫氏を任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

堀氏の住所は、幌延町字上幌延256番地の6、生年月日は昭和42年1月14日で、満57歳です。任期は、令和6年10月1日から令和10年9月30日までの4年間で、堀氏は、現在、酪農業を営んでおられますが、過去には、幌延町農業協同組合青年部長や監事の要職を務められ、大変信頼の厚い方であります。

また、町の行政改革推進委員会委員、いじめ対策連携プロジェクト推進委員、次世代育成支援対策地域協議会委員、安全で安心なまちづくり推進協議会委員、学校給食センター運営委員、表彰審議会委員など数々の公職を歴任されております。

教育行政に対しましても、見識の見識がある方であります。これまでの蓄積された識見、経験をもってますます多様化する教育行政に取り組んで頂き、幌延町の教育の発展に御尽力頂けるものと存じておりますので、御同意賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議 長 西 澤 裕 之 君

これより質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております同意第1号は、討論を省略し、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり同意されました。

日程第16「議案第1号 幌延町国民健康保険条例及び幌延町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題とします。

議案第1号について、提案理由の説明を求めます。

住民生活課長 村 上 貴 紀 君

議案第1号、幌延町国民健康保険条例及び幌延町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

この度の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律による、マイナンバーカードと被保険者証の一体化に伴い、本年12月2日以降、現行の国民健康保険の被保険者証が発行されなくなることから、本町の関係条例においても所要の改正を行うものです。

この改正条例については、2条立ての改正になっており、第1条は、幌延町国民健康保険条例の一部改正、第2条は、幌延町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正です。

それでは、お手元に配付しております新旧対照表と併せて御覧願います。

初めに、第1条の幌延町国民健康保険条例の一部改正ですか、第14条に規定する罰則の適用条件から保険税を滞納している世帯主への被保険者証の返還の求めに応じない場合を削る改正です。次に、第2条の幌延町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正ですが、第7条の改正については、医療を受けようとするときに提示する書類のうち、被保険者証を被保険者もしくは被扶養者であることを証する書類に改める改正です。

次に、附則であります。第1項は施行期日に関する規定で、この条例は令和6年12月2日から施行することとしており、第2項では、この条例の施行の日前にした行為及び施行の日以降に保険税を滞納した場合における被保険者証の返還の求めに応じない場合の罰則の適用については従前の例によることとする経過措置を規定しております。

以上、議案第1号「幌延町国民健康保険条例及び幌延町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由の説明といたします。

議 長 西 澤 裕 之 君  
これより質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第1号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで町長より、町長等より委任を受けた者に、保健福祉課社会福祉係長、清水和也君を追加する旨の申出がありました。

これを許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認めます。

よって、町長等より委任を受けた者に、保健福祉課社会福祉係長、清水和也君を追加することを許可することに決定いたしました。

日程第17 議案第2号「令和6年度 幌延町一般会計補正予算の件」を議題とします。

議案第2号について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長 早 坂 敦 君

議案第2号「令和6年度 幌延町一般会計補正予算第3号」について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、定住促進持家住宅建設等奨励事業の対象件数の増加、こざくら荘に対する処遇改善加算の使途変更に伴う運営費支援、認定こども園及び問寒別

へき地保育所へのエアコン設置工事、月見橋の架け替えに伴う農業用水道等の配水管路敷設事業など、緊急な課題に対応するための予算を計上しています。

1 ページをお開きください。

第1条第1項「歳入歳出予算の補正」につきましては、既定の歳入歳出予算に、それぞれ1億7,974万2千円を追加し、歳入歳出それぞれの予算総額を63億903万6千円にしようとするものです。

第2項第1表「歳入歳出予算補正の主な内容」について説明いたします。

2 ページをお開きください。

初めに歳入ですが、1款町税、2億3,597万8千円の増、10款地方交付税、5,696万4千円の減、14款国庫支出金、2,351万7千円の増、15款道支出金、447万5千円の増、18款繰入金、6,135万8千円の減、21款町債、3,320万円の増などで、歳入合計、1億7,974万2千円の増額補正です。

次に、3ページの歳出ですが、2款総務費、1,851万7千円の増、3款民生費、6,698万1千円の増、4款衛生費、1,073万7千円の増、6款農林水産業費、6,687万8千円の増、8款土木費、1,662万9千円の増で、歳出合計、1億7,974万2千円の増額補正です。

第2条繰越明許費の補正ですが、4ページをお開きください。第2表繰越明許費については、令和7年度に繰越して使用できる経費として、3款2項児童福祉費の児童福祉施設冷房設備整備事業4,172万6千円を新たに追加する補正です。

第3条地方債の補正ですが、6ページをお開きください。

第3表地方債補正については、事業費の精査等数によるもので、既定の地方債限度額の合計10億3,020万円を10億6,340万円に補正するものです。地方債の限度額を補正する主なものは、地域公共交通車両整備事業500万円をゼロに、医療機器等整備事業1,080万円を1,170万円、また、児童福祉施設冷房設備整備事業3,740万円を新たに追加しようとするものです。

以下、歳出、歳入の順で、補正予算の主な内容について説明いたします。

初めに歳出ですが、22ページをお開きください。

2款1項1目、自治振興費の移住定住促進事業では、定住促進持家住宅建設等奨励事業において、対象件数が当初想定を上回ったことから、事業費全体で1,136万円の増です。集落支援活動運営事業では、問寒別地域活動拠点において備品整備を追加する必要が生じたことなどから、事業費全体で456万6千円の増です。

24ページをお開きください。

3款1項1目、社会福祉総務費の国民健康保険診療所特別会計繰出金では、新型コロナウイルスワクチンに係る収入が増えることにより、一般会計からの繰出金に不用額が生じたことから1,018万7千円の減です。住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業では、給付金対象世帯の増により、事業費全体で374万4千円の増です。

26ページをお開きください。

3款1項3目、老人福祉費のこざくら荘支援事業では、処遇改善加算の使途変更に伴う

運営費の増により1, 283万5千円の増です。3款1項4目、障害者福祉費の障害者福祉管理費では、過年度分障害者自立支援給付費国庫負担金等の返還金595万9千円の増で、3款2項2目、児童福祉費の児童手当支給事業では、制度改正により、支給対象者の支給対象者の増等により、事業費全体で853万8千円の増です。また、本制度へ本制度改正対応するためのシステム改修費に係る経費として、児童手当制度改正実施円滑化事業225万9千円の新規計上です。

28ページをお開きください。

3款2項4目、児童福祉施設費の児童福祉施設冷房設備整備事業では、認定こども園及び問寒別へき地保育所へのエアコン設置工事に伴うもので、事業費全体で4,172万6千円の新規計上です。4款1項2目予防費の予防事業では、新型コロナウイルスワクチンの定期予防接種及び任意予防接種に係る経費等の増により、事業費全体で1,019万3千円の増です。

30ページをお開きください。

6款1項2目、農業振興費の中山間地域等直接支払事業では、交付金の対象となる草地面積の確定により577万円の増です。6款1項6目、農地開発費では、月見橋の架け替え工事に伴い、配水管路を移設する必要が生じたことから、かんがい排水管路移設事業で1,100万円の増、同じく上幌延開進地区農業用水道施設改修事業で4,915万9千円の増です。

32ページをお開きください。

8款2項1目、道路維持費の道路維持管理費では、道路横断管の修繕及び人件費等の増に伴う除雪業務経費の増などにより、事業費全体で1,635万4千円の増です。

次に歳入ですが、16ページをお開きください。

1款2項1目、固定資産税では、浜里地区における風力発電事業の開始に伴う対象施設の増などにより2億3,597万8千円の増です。10款1項1目、地方交付税では、普通交付税において、自主財源の増加に伴い、当初予定額を大幅に下回る交付決定となったことから5,696万4千円の減です。14款2項、国庫補助金では、国からの交付金や支援事業の確定に伴い、全体で2,187万3千円の増です。

18ページをお開きください。

15款2項4目、農林水産業費道補助金では、中山間地域等直接支払事業の対象草地面積の確定により432万7千円の増です。18款、繰入金では、財源調整として財政調整基金繰入金7,271万8千円の減、移住定住促進事業への財源充当分として、ふるさと創生基金繰入金1,136万円の増です。

20ページの21款、町債につきましては、第3条地方債の補正で説明しますので、省略させていただきます。

以上、議案第2号の提案理由の説明といたします。

議 長 西 澤 裕 之 君

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、歳出一括、歳入一括、総括の順序で行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、歳出一括の質疑を行います。

3 番 深 澤 博 幸 君

25ページの廃止駅記念セレモニー業務、これについて伺います。

これはどのような内容の業務なのか。JRは負担はされるのか。この2点を伺いたいと思います。

総務企画課課長補佐 梶 淳 君

深澤議員の御質問にお答えいたします。

廃止駅記念セレモニー業務につきましては、内容としましては、今、自治体維持管理をやめるという報告をしました雄信内駅及び南幌延駅について、最後のお別れセレモニーを例年でいくと3月のダイヤ改正前日、最終列車運行日に、ささやかな各駅でのちょっとしたイベント、記念品配布ですとか、お見送りを予定しております。それ以外に、現在、存在している駅のある姿を動画として取り貯めることで、一部無くなってしまいう駅もありますので、ここにこういう駅があったんだな、こういう感じだったんだなっていうのをVR動画みたいな形で体験できるような動画データを作成するというので、そちらの2本立てで128万2千円の金額となっております。

JRの費用負担についてなんですけれども、特に現時点ではございません。以上です。

3 番 深 澤 博 幸 君

先ほど同僚議員に確認したら、まだ廃止されてないのに、こういう事業を今からやるのかっていうことなんだけど、町長、正式に廃止って決定したんですか、これ。

町 長 野々村 仁 君

それぞれ、駅としての値がなくなる。JRに3月以降の駅としては、そことしては機能しないというだけでありますから、駅として廃止になるということ自体です。ただ、建物とか、その所有とか、そういうこと自体では、まだ詰めてございませんので、どのような対処になるのか、JRが解体するというのかっていうのも、その話はまだ聞いてございませんけれども、駅としての価値は3月一杯で終わるということで、セレモニーとして行うということなんです。

3 番 深 澤 博 幸 君

最後に、このセレモニーに参加される対象者、幌延町民、多分対象になるんだけど、それ以外に、例の秘境駅の方々も来る予定なんですか。

総務企画課課長補佐 梶 淳 君

イベント実施、正式に、これから準備は補正予算、議決いただきましたら手続を進めていきたいなと思うんですけれども、近くなりましたら、正式な形で町のホームページですとか告知端末機等々、普段使っている周知媒体により、町内外を問わず御案内というか、告知はさせていただきたいなと思っておりますので、特に参集範囲を絞るとか、そういうことでは、そういう考え方ではございません。

議長 西澤裕之君

ほかにございますか。

(「ありません」の声あり)

これにて、歳出一括の質疑を終わります。

これより、歳入一括の質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、歳入一括の質疑を終わります。

これより、総括の質疑を行います。

7 番 齋賀弘孝君

先ほどの廃止駅記念セレモニー業務なんですけども、JRの方から、もう廃止、廃止というか、どうですかという幌延にお伺いがあって、幌延はそれに応じて、もう費用負担できないからということ言ってる。それで、分かりましたってJRが言うのは12月じゃないのかなと思うんですけども、それをもって廃止になるのかなというふうに思ったんですけども、もう一度ちょっと確認します。

総務企画課課長補佐 梶 敦君

はい、齋賀議員の御質問、お答えします。

手続としましては、6月末の段階で幌延町として、現在、維持管理している駅を令和7年度以降、引き続き維持するのか、はたまた、維持を継続しないのかということでの回答は、既に維持しない、継続しないということで回答しておりまして、議員おっしゃるとおり、JRとしての正式なプレスリリース決定っていうのは12月頃になるというふうには聞いております。ただし、町としては維持管理しないというふうに決めておりますので、そこは自然の流れとして、廃止になるんであろうと。

今回、動画を撮り留めるとか、そういった業務の都合もございましたので、ちょっと早期に取組みたいということで、今回9月補正という形で予算を上げさせていただいております。

7 番 齋賀弘孝君

撮り留める。分かりました。

まだ、駅としての機能はなくなる。つまり、お客さんが乗り降りしなくなるっていうのは分かったけども、駅をどうするかっていうのは、先ほどの町長の答弁で、まだはっきり、解体するならJRは負担するのかどうなのか分からないという答弁でした。

今、幌延町内の観光施設で一番有名なというか、グーグルという観光マップ、観光で評価点が一番高いのはこの雄信内駅ですよ。4.5。トナカイ観光牧場でさえ3.5ですよ。道北に来る人たち、バイクでも何でもそうですけども、絶対寄るのは雄信内駅ですよ。

町長、これまだ解体するかどうか、どうするか決まっていなかったら、雄信内駅を幌延町にはまだない北海道の有形文化財として道に登録申請して、あの建物維持、補助金下りるそうですから、それから、あの駅は大正25年に造られて、まだ手を全然付け加えていない。抜海駅でさえ、いろいろ手を付け加えてるけど、手の付けられてない雄信内駅ですよ。やはり、登録有形文化財申請して、少しでも北海道から補助をもらって、維持して

観光の名称として残していく。

駅としての機能は、もうJRの届出かもしれんけど、駅をどうするかまだ決まってない。解体するかね。解体するのは惜しいから残してくれと、登録有形文化財にしたいと。町はしないなら誰かやるかもしれないけども、まずは町、どうですか。

町 長 野々村 仁 君

なかなか難しい話で、一応、文化財となると、またハードなことをクリアしていかなきゃならないということですけども、町として、この問題を、これを残したとして、この維持管理をどのようにしていくかっていう、そこに、やっぱり掛かってくると思ってます。

そこは、町としては、いろんな形で起業する人もいろんな職業に付く人も支援しましょうということですから、毎年の維持管理を、若しくは母体が民間であって御支援をしようということであれば形上できると思うけども、なかなか、行政がこの部分について、ずっと本当に有形文化財という認められたものとなれば、また話は別ですけども、そこになるまでのステージが結構、年数掛かると思うんですね。

そこまでにいく間でも、やっぱり民間の力をお借りしていくんだら何とかこう継続ができるけども、なかなか、行政主体として維持をしていくのは、なかなか難しい。言われるとおり、あちこちでそういうネットの記事を見せてもらっても、それぞれの知名度として重要だということでありますけれども、そこに落とすものがないという、費用対効果だけで言うてはいかないんですけども、入り口として入ってきてくれて、宿泊してくれて、消費をしてくれてという、そういう流れをうまく使える、材料として使えるのであれば、やっぱり、これも一つの宝だと私自身もそう考えてきたから、今までもこの秘境駅っていうのは存続をさせてきたつもりでもいます。ただ、そこに、なかなか、そういう力が、民の力がないということであって、行政中心でやるということ自体は、相当難しいところがあるのかなという気が私自身しております。

まだ、JRさんの出方もよく分かっていません。今後も、取りあえず駅として乗り降りがゼロですから、駅として使わないということだけは、この先、先送りをしていくわけにもいかないし、この次には、ホームの路盤の問題、強度の問題が積み重なってきますから、上幌延と同じように、それらに耐かねないだろうから、今回で、そこは踏ん切りを付けさせてもらったんですけど、固形物、固有物、有形文化になるのか、遺産としてきちんと残したい、遺品として残したいということなのか分かりませんが、そこは、ある程度、行政だけの力ではなかなか難しいと私は考えてます。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

分かりました。

町行政が中心になってやっていくのは、なかなか難しいだろうけど、そういう、やる民間の団体、民間の人がいるのであれば町も力を貸してほしいと。お互いにアイデアを出しながら、有形登録文化財か産業遺産か何か分かんないけども、とにかくそれに向かってやっていく場合、あった場合、可能性があった場合は、町の方もお力添えをいただきたいと思います。

議長 西澤裕之君

ほかに、総括の質疑ございますか。

(「ありません」の声あり)

これにて、総括の質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第2号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18「議案第3号 令和6年度 幌延町国民健康保険診療所特別会計補正予算」の件を議題とします。

議案第3号について、提案理由の説明を求めます。

町立診療所事務長 古草 勝君

議案第3号「令和6年度 幌延町国民健康保険診療所特別会計補正予算第2号」の提案理由の説明を申し上げます。

この度の補正の主な要因は、看護師人件費のうち未採用となった期間の精査、及び派遣看護師委託料の増、経年劣化により使用できなくなった医療機器等の更新、医学教育の充実発展に資する旭川医科大学脳神経外科学講座への寄附金等について、歳出予算を調整するものです。

1ページをお開きください。

第1条第1項「歳入歳出予算の補正」については、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ229万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億5,354万4千円にしようとするものであります。第2項「歳入歳出予算の補正」の款項の区分ごとの金額は、第1表により御説明いたします。

2ページをお開きください。

歳入については、1款、使用料及び手数料613万6千円の増、2款、道支出金6万円の増、4款、繰入金1,018万7千円の減、5款、繰越金9万9千円の増、6款、諸収入で618万4千円の増で、歳入合計229万2千円の増額補正です。

続きまして、3ページの歳出については、1款、診療所費229万2千円の増で、歳出合計も229万2千円の増額補正です。

以下、歳出歳入の順に、補正の主なものについて、事項別明細書により、その概要を御説明いたします。

20ページをお開きください。

1款1項1目診療所費は、既定の予算額6億1,736万6千円に、179万2千円を追加し、6億1,915万8千円としており、補正の内訳は、診療所人件費では、看護師の未採用期間の精査に伴い、2節、給料で668万円、3節、職員手当で524万3千円、4節、共済費で282万4千円の減額です。

次に、診療所業務費では、購入から一定程度の年数が経っている除細動器及び人工呼吸器について、専門的な点検を実施する必要性が生じたことから、手数料21万9千円の増、看護師派遣業務につきましても、当初予算で半年分の派遣委託料を見込んでおりましたが、いまだ看護師の採用には至っていないことから、さらに年度末までの派遣対応を見込み、看護師派遣業務委託料として、1,478万8千円の増、及び派遣看護師用として住宅借上料52万円の増額です。次に、診療所管理費につきましても、停電時対策として、キュービクル内に設置している無停電電源装置の交換時期であることから、修繕費として5万2千円の増額です。次に、医療機器等整備事業につきましても、錠剤のまま服薬できない患者へ使用する錠剤粉碎機と、緊急時に使用する心電計が経年劣化により破損いたしましたが、部品が廃版となり、修理が不可能であることから、これらの機器を更新するため、医療機器器具費、96万円の増額です。次に1款1項2目医師業務強化費では、既定の予算額、3,088万6千円に50万円を追加し、3,138万6千円としており、補正の内訳につきましても、旭川医科大学脳神経外科学講座への寄附金として50万円の新規計上です。

次に、歳入ですが、18ページをお開きください。

1款1項1目、診療所使用料では、新型コロナワクチン接種料として、予防接種料613万6千円の増額です。次に、2款1項1目、診療所費道補助金では、医療介護障害施設総食材料費支援金として6万円の新規計上です。次に、4款1項1目、一般会計繰入金では、この度の補正による財源調整として、1,018万7千円の減額です。次に5款1項1目、繰越金では、令和5年度の繰越金が確定したことに伴い、9万9千円の増額です。次に、6款1項1目、診療所受託収入では、新型コロナウイルスワクチン接種に係る受託収入で、ワクチン接種の事業主体である町から支払われる委託料分について、診療受託料618万4千円の増額です。

以上、議案第3号「令和6年度 幌延町国民健康保険診療所特別会計補正予算第2号」の提案理由の説明といたします。

議 長 西 澤 裕 之 君

これより質疑を行います。

質疑の方法は、歳入歳出を一括して行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、歳入歳出一括の質疑を行います。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

まず、21ページなんですけども、診療所費、この中で寄附金50万あります。この50万っていう数字は、どうやって50万が出てきたのか。相手方から、旭川脳神経外科からの50万寄附をお願いしますか、それとも、こちらで、ただ寄附ということで、関係するところといろいろ相談して50万だったのかお伺いします。それが1点目。

2点目として、手数料21万9千円、除細動器、点検するという話でしたが、これは病

院関係の除細動器だけなのか、それとも学校にある、体育館にある、あちらこちらにも除細動器あると思いますけども、病院を点検するということは、またそちらの方も点検しなくてはならないと思いますが、どこまでの除細動器を点検するのか教えてください。

町立診療所事務長 古 草 勝 君

ただいまの質問にお答えいたします。

まず、50万円の根拠でございますが、昨年度、旭川医大の開学の周年の記念ということで、200万円の寄附と同時に、同じ旭川医大の脳神経外科学講座、こちらにも50万円の寄附を昨年度させていただいております。その同額を今年度についても寄附のお願いがございましたので、昨年と同様の50万円ということで決定させていただきました。

次に、除細動器につきましては、通常一般の企業等においてありますAED、これはここには含まれておりません。病院で使用する専門的な除細動器、こちらの点検が必要となったということで、この部分を計上しておりますが、通常AEDにつきましては、それぞれの事業所の方でメンテナンス等を行っておりますので、バッテリー交換等を行っているかと思っております。以上です。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

寄附金は、したら、まだ分かりませんが、毎年1回は寄附金が来るという予算ですか。去年も50万、今年も50万、来年も50万というふうになるのか、そこら辺はまだ分からないかと思いますが、どういうふうに考えているかを1点。

除細動器については分かりました。

あと、看護師の派遣業務なんですけども、いないということで、今、どういう手を打って看護師を募集というか探しているのか、全然脈がないのか、あるのか、そこら辺を教えてください。

町立診療所事務長 古 草 勝 君

お答えいたします。

寄附金につきましては、昨年度、今年度と要請が来ておりますので、来年以降もあるのかなとは思っておりますが、はっきりしたところではございませんというのが現状でございます。

また、派遣看護師につきましては、町のホームページ、告知端末のみならずハローワーク、それから、民間の看護師のマッチングをしていただけるようなサイトもございます。そういったところにも登録をして、幌延町の病院に勤務する看護師がいないかということを探しておりますが、今のところ応募がないという状況でございます。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

応募がないというか、問合せもないのか、ちょっと改めて伺います。

幌延の条件が悪くて応募がないのか、それとも幌延だから来ないのか。せっかく住宅を今造って待っているんですけども、そこら辺もう一度お願いします。

町立診療所事務長 古 草 勝 君

条件につきましては、ほかの町と遜色ないような条件ではないかとは思っておりますけども、至らない部分もあるのかもしれませんが。そういったところを比較されて幌延には来

ないという判断をされてるのかもしれませんが、なかなか問合せ等もございませんので、どこが原因で、うちの町に応募したくないのかというのは聞けていない状況でございます。ただ、管内の動向を見ても、看護師はどこも不足しているという状況ですので、うちだけが来ないというわけではないのかなと思います。以上です。

議 長 西 澤 裕 之 君  
ほかにございますか。

3 番 深 澤 博 幸 君

先ほどの除細動器の件なんですけど、これ、定期点検というのは何年に1回って、サイクルってのは決まっているんですか。これ、何台検査しようとしてるんですか。伺いたいと思います。

町立診療所事務長 古 草 勝 君

除細動器ですとか人工呼吸器につきましては、おおむね5年というところで保守点検をするのが望ましいということになっておりまして、今回、点検出すのは、除細動器につきましては4年以上経過しておりまして、人工呼吸器については6年以上経過しておりますので、今後も5年程度を目安に専門的な業者の、普段は自己点検をしておりますけども、5年に1度は専門的な業者の点検が必要であると思っております。除細動器については、診療所2台持っております。以上です。

議 長 西 澤 裕 之 君  
よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

はい、ほかにございますか。

(「ありません」の声あり)

これにて質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第3号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19「議案第4号 令和6年度 幌延町介護保険特別会計補正予算」の件を議題とします。

議案第4号について、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長 島 田 幸 司 君

議案第4号「令和6年度 幌延町介護保険特別会計補正予算第1号」について提案理由を申し上げます。

この度の補正の主な要因は、保険事業勘定で過年度分の介護給付費等に係る国庫負担金等の精算によるものであります。

1ページをお開きください。

第1条第1項の歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれ既定の予算総額に1,118万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億7,038万3千円にしようとするもので、補正後の事業勘定別内訳は、保険事業勘定が2億6,040万8千円となり、介護サービス事業勘定については、現算どおりの997万5千円です。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の区分ごとの補正額は、事項別明細書により、その概要を御説明いたします。

8ページをお開きください。

保険事業勘定の歳出ですが、5款1項2目、償還金は、令和5年度の介護給付費や地域支援事業における国や北海道の負担金、補助金に超過交付があったことから、これを返還するため、1,118万4千円の増額補正です。

次に歳入であります。6ページをお開きください。

7款、繰越金は、過年度分の介護給付費等に係る国庫負担金等の超過交付返還金の補正額1,118万4千円の増額補正です。なお、前年度繰越金は、1,448万6千円を見込んでおり、この度の補正後の繰越金の予算額1,218万4千円との差額230万2千円については、今後の補正財源として留保しております。

以上、議案第4号「令和6年度 幌延町介護保険特別会計補正予算第1号」の提案理由の説明といたします。

議 長 西 澤 裕 之 君

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、歳入歳出を一括して行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、歳入歳出一括の質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第4号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

本日の議事日程は全て終了しました。

これにて、散会します。

なお、明日は、午前10時より会議を開きます。

本日は、大変御苦労さまでした。

(16時25分 散 会)

以上、相違ないことを証するため、署名議員と共に署名する。

幌延町議会議長 西澤裕之

署名議員 7番 齋賀弘孝

署名議員 1番 高橋秀明

以上、記録する。

書記係長 藤田秀紀